

令和五年内閣府令第四十八号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第二十一条）
- 第二章 業務（第二十二条—第七十四条）
- 第三章 監督（第七十五条—第八十二条）
- 第四章 雜則（第八十三条—第八十八条）
- 附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第一条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、通貨建資産、特定信託受益権、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子決済手段等取引業者等 電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。第二十一条第一項、第二十七条第一項、第八十五条及び第八十六条第一項において同じ。）を含む。）、外国電子決済手段等取引業者又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等（電子決済手段又は電子決済手段の価格若しくは同法第二条第二十一項第四号に規定する利率等若しくはこれらに基づいて算出した数値に係るものに限る。）を業として行う者をいう。

二 電子決済手段等取引業に係る取引 法第二条第十項各号に掲げる行為に係る取引をいう。

三 委託等 媒介、取次ぎ又は代理の申込みを受けることをいう。

四 受託等 媒介、取次ぎ又は代理の申込みを受けることをいう。

五 電子決済手段信用取引 電子決済手段等取引業の利用者に信用を供与して行う電子決済手段の交換等をいう。

六 電子決済手段等取引業務 法第二条第二十五項に規定する電子決済手段等取引業務をいう。

（電子決済手段の範囲）

第二条 法第二条第五項第一号に規定する有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第一条第一項に規定する電子記録債権又は法第三条第一項に規定する前払式支払手段に類するものとして内閣府令で定めるものは、対価を得ないで発行される財産的価値であつて、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものとする。

2 法第二条第五項第一号に規定する流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、法第三条第一項に規定する前払式支払手段（前払式支払手段に関する内閣府令第三号）第一条第三項第四号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第五号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他のの関与をするものを除く。とする。

3 法第二条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に對して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（同項第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。）のうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものとする。

（特定信託受益権の要件）

第三条 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 円建てで発行される場合 信託財産の全部が預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨預金又は預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

二 外貨建てで発行される場合 信託財産の全部がその外貨通貨に係る外貨預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は外貨貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

(電子決済手段の管理から除かれるもの)

第四条 法第二条第十項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、信託会社等が信託業法（平成十六年法律第百五十四号）又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十号）の規定に基づき信託業法第二条第一項に規定する信託業として行うものとする。

(訳文の添付)

第五条 法（第三章の二に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章の二に限る。同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合においては、当該財務局長等。第八十六条第一項、第八十七条及び第八十八条第一項を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第九条各号（第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十八条を除く。）に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

(外国通貨又は電子決済手段の換算)

第六条 法、令又はこの府令の規定により金融庁長官に提出する書類中、外国通貨又は電子決済手段をもつて金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

第七条 法第六十二条の三の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号（外国電子決済手段等取引業者にあつては、別紙様式第一号）により作成した法第六十二条の四第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第八条 法第六十二条の四第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電子決済手段関連業務を行う場合にあつては、取り扱う電子決済手段及び当該電子決済手段を発行する者の概要

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあつては、同号の資金移動業者の概要

三 電子決済手段等取引業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

四 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。第二十条第二項第十一号において同じ。）の氏名、商号又は名称

五 加入する認定資金決済事業者協会（電子決済手段等取引業者をその会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とするものに限る。以下同じ。）の名称

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第六十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一 別紙様式第三号により作成した法第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 取締役等（法第六十二条の六第一項第十二号に規定する取締役等をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 取締役等の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役等の氏名に併せて第七条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 取締役等が法第六十二条の六第一項第十二号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第六号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

五 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革別紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

六 别紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

七 外国電子決済手段等取引業者である場合にあつては、法に相当する外國の規定により当該外國において法第六十二条の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済手段等取引業を行ふ者又は当該外國の法令に準拠して法第二条第十項第四号に掲げる行為に相当する行為を業として行う者であることを証する書面

八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

九 会計監査人設置会社である場合にあつては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

十 事業開始後三事業年度における電子決済手段等取引業に係る収支の見込みを記載した書面

十一 電子決済手段関連業務を行う場合にあつては、取り扱う電子決済手段及び当該電子決済手段を発行する者の概要を説明した書類及び当該資金移動業者の委託に係る契約の契約書

十二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあつては、同号の資金移動業者の概要を説明した書類及び当該資金移動業者の委託に係る契約の契約書

十三 電子決済手段等取引業に関する組織団（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十四 電子決済手段等取引業の利用者と電子決済手段等取引業に係る取引を行ふ際に使用する契約書類

十五 電子決済手段等取引業に関する社内規則等（社内規則その他の規則をいう。第三十一条において同じ。）

- 十七 電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書
- 十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面
イ 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関（法第六十二条の十六第二項第一号に規定する指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第九号において同じ。）が存在する場合 法第六十二条の十六第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称
- 十九 その他参考となるべき事項を記載した書面
ロ 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合 法第六十二条の十六第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- （登録の通知）
- 二十 金融庁長官は、法第六十二条の五第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書により行うものとする。
(電子決済手段等取引業者登録簿の縦覧)
- 二十一 金融庁長官は、その登録をした電子決済手段等取引業者に係る電子決済手段等取引業者登録簿を当該電子決済手段等取引業者にあつては、国内における主たる営業所。以下同じ。の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。
- （財産的基礎）
- 二十二 法第六十二条の六第一項第三号（法第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- （心身の故障のため電子決済手段等取引業に係る職務を適正に執行することができない者）
- 二十三 法第六十二条の六第一項第十二号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため電子決済手段等取引業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者とする。
- （登録の拒否の通知）
- 二十四 金融庁長官は、法第六十二条の六第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。
(変更登録の申請)
- 二十五 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更登録申請書に、同条第二項において読み替えて準用する法第六十二条の四第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- （変更登録申請書の添付書類）
- 二十六 法第六十二条の七第二項において読み替えて準用する法第六十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 別紙様式第十一号により作成した法第六十二条の六第一項第三号から第六号までに該当しないことを誓約する書面
- 二 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（変更登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
- 三 会計監査人設置会社である場合にあつては、変更登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
- 四 新たに行おうとする種別（法第六十二条の四第一項第七号に規定する種別をいう。第十九条第四号において同じ。）の業務に係る第九条第十号から第十七号まで及び第十九号に掲げる書類
(変更登録の通知)
- 二十七 金融庁長官は、法第六十二条の七第二項において準用する法第六十二条の五第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十二号により作成した変更登録済通知書により行うものとする。
(変更登録の拒否の通知)
- 二十八 金融庁長官は、法第六十二条の七第二項において準用する法第六十二条の六第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十三号により作成した変更登録拒否通知書により行うものとする。
(あらかじめ届け出ることを要しない場合)
- 二十九 法第六十二条の七第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 電子決済手段関連業務を行う場合においては、取り扱う電子決済手段についてその取扱いをやめようとするとき。
二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合においては、同号の資金移動業者から同号の委託を受けることをやめようとするとき。
三 電子決済手段等取引業の内容又は方法のうち、次に掲げる事項以外の事項を変更しようとする場合
イ 電子決済手段等取引業の種類又はこれに準ずる事項
ロ 電子決済手段等取引業の利用者の申込みの受付方法
ハ 電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段に係る管理の方法
- 四 法第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項の変更（新たな種別の業務を行おうとすることによるものに限る。）に伴う場合

(変更の届出)

第二十条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十四号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 電子決済手段関連業務を行う場合においては、取り扱う電子決済手段を変更しようとするとき 当該変更しようとする事項に係る第九条第十一号に掲げる書類

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合においては、同号の資金移動業者を変更しようとするとき 当該変更しようとする事項に係る第九条第十二号に掲げる書類

三 電子決済手段等取引業の内容又は方法を変更しようとする場合 当該変更しようとする事項に係る第九条第十二号から第十六号までに掲げる書類及び当該事項が前条第三号ハ又はニに掲げる事項である場合にはその変更に係る事実を確認することができる書面

2 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号を変更した場合 その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び別紙様式第三号により作成した法第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 資本金の額を変更した場合 その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合(第十号に掲げる場合を除く。) その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四 取締役等に変更があった場合 次に掲げる書類 新たに取締役等になった者に係る第九条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

イ 新たに取締役等になった者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類(第九条第一号に掲げる書類に限る。)が新たに取締役等になった者の旧氏及び名を証する書面

ロ 当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ハ 別紙様式第三号により作成した法第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五 電子決済手段関連業務を行う場合においては、取り扱う電子決済手段に変更があったとき 当該変更があつた事項に係る第九条第十一号に掲げる書類

六 法第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合においては、同号の資金移動業者に変更があつたとき 当該変更があつた事項に係る第九条第十二号に掲げる書類

七 電子決済手段等取引業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第九条第十三号から第十六号までに掲げる書類

八 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第九条第十七号に掲げる書類

九 他に行つてゐる事業に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

十 法第六十二条の三の登録を財務局長等から受けた財務局長等は、通知を受けた事項を電子決済手段等取引業者が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合 第三号に定める書類及びその変更前に交付を受けた第十条に規定する登録済通知書

十一 主要株主に変更があつた場合 別紙様式第七号により作成した株主の名簿

十二 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実を確認することができる書面

十三 財務局長等は、前項第十号に掲げる場合における同項の規定による届出があつたときは、同号の他の財務局長等に当該届出があつた旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録するとともに、当該届出をした者に対し第十条に規定する登録済通知書により通知するものとする。

(電子決済手段を発行する者に関する特例)
第二十一条 発行者が法第六十二条の八第一項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行ふ場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす。

		登録済通知書	登載済通知書
第十一条		登録を 登載を	
第十二条	登録簿	法第六十二条の五第一項の名簿	
第十三条	本店(外国電子決済手段等取引業者登録簿)	主たる営業所又は事務所(外国銀行支店(銀行法第四十七條第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。)に係る外国銀行(銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。)又は外国信託会社(信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。))	
第十四条	次に掲げる場合 次の各号	第一号及び第三号に掲げる場合 次の各号(第六号を除く。)	商号又は名称
第十五条	書面及び別紙様式第三号により作成した法第六十 二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する 書面	商号	資本金又は出資
第十六条	前条第一項第一号		
第十七条	前条第二項		
第十八条	前条第二項第二号		

前条第一項第三号	営業所	営業所又は事務所
前条第二項第四号	取締役等に変更	取締役等（これに準ずる者を含む。以下同じ。）に変更
前条第一項第四号イ	第九条第二号、第四号及び第五号	次に次のイ及びロに
前条第二項第四号ロ	同条第六号	第二十一条第三項第一号及び第三号
前条第二項第十号	第九条第二号	第二十二条の五第一項の規定による登載
前条第二項第十一号	第六十二条の三の登録	主たる営業所又は事務所
前条第四項	本店	
第二十九条第一項第一号	登録済通知書	登載済通知書
第二十九条第一項第二号	商号	主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分之十以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。）
第二十九条第一項第八号	登録番号	
第二十九条第七項第一号	営業所	
第三十八条第二項第五号イ	商号及び登録番号	商号又は名称
第三十八条第二項第五号ロ	電子決済手段等取引業者登録簿に登録する	登載済通知書
第三十八条第二項第五号ハ	又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録	法第六十二条の五第一項の名簿に登載する
第三十八条第二項第六号	を取り消された	
第三十八条第三項	外国電子決済手段等取引業者	登載
第三十八条第三項第一号	本店	主たる営業所
第三十八条第五項第六号イ	外国電子決済手段等取引業者	外国銀行支店に係る外国銀行又は外国信託会社
第三十八条第五項第七号	二営業日	二営業日又は二業務取扱日
第三十八条第六項	登録	
第三十九条第二項第二号	資本金	資本金又は出資
第五十条第一項及び第五十六条第一項	又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録	の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けたときその他令第十九条の六に定める
第六十条第三号ロ	を取り消された	
第七十条第一号	毎営業日	毎営業日又は業務取扱日
第七十五条第二号及び第七十五条第三項	翌営業日	翌営業日又は翌業務取扱日
第七十五条第一項第六号イ並びに第七号イ及びロ（1）	子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社	子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等
第七十九条	執行役	執行役（これらに準ずる者を含む。）
第八十三条第二項第一号	営業所	営業所又は事務所
第八十三条第二項第二号	商号	商号又はその通称
第八十三条第四項	登録年月日及び登録番号	商号若しくは名称又はこれらの通称
第八十三条第四項	営業所	商号又は名称
第八十三条第二項第一号	外国電子決済手段等取引業者	営業所又は事務所
第八十三条第二項第二号	商号	各営業日又は各業務取扱日
第八十三条第四項	登録年月日及び登録番号	各営業日又は各業務取扱日
第八十三条第四項	営業所	外国銀行支店に係る外国銀行又は外国信託会社
第八十三条第四項	商号又は名称	届出年月日及び届出受理番号
第八十三条第四項	営業所又は事務所	

2 令第十九条の六第一号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十七条又は第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消されたとき。
- 二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消されたとき。
- 三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消されたとき。
- 四　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第一百六条第二項又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定による解散の命令を受けたとき。
- 五　農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十五条の二の規定による解散の命令を受けたとき。
- 六　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十四条の二の規定による解散の命令を受けたとき。
- 七　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十六条の規定による解散の命令を受けたとき。
- 3　法第六十二条の八第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。
- 一　取締役等の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面
- 二　取締役等の旧氏及び名を当該取締役等の氏名に併せて法第六十二条の四第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項を記載した書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 三　別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革
- 四　別紙様式第七号により作成した株主又は出資者の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 五　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
- 六　会計監査人設置会社である場合にあっては、届出の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
- 七　第九条第十号、第十一号及び第十三号から第十九号までに掲げる書類
- ## 第二章 業務
- （電子決済手段等取引業に係る情報の安全管理措置）
- 第二十二条** 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業の業務の内容及び方法に応じ、電子決済手段等取引業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。（個人利用者情報の安全管理措置等）
- 第二十三条** 電子決済手段等取引業者は、その取り扱う個人である電子決済手段等取引業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。（個人利用者情報の漏えい等の報告）
- 第二十四条** 電子決済手段等取引業者は、その取り扱う個人である電子決済手段等取引業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。（特別の非公開情報の取扱い）
- 第二十五条** 電子決済手段等取引業者は、その取り扱う個人である電子決済手段等取引業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その行う電子決済手段等取引業の業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）
- 第二十六条** 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業の業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一　当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二　委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三　委託先が行う電子決済手段等取引業の利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- 四　委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済手段等取引業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 五　電子決済手段等取引業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(電子決済手段等取引業者と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明 第二十七条 電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第一項の規定により電子決済手段等取引業者とみなさ

- 三 その他電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認防止に関し参考となると認められる事項

(電子決済手段の内容に関する説明)

第三十八条第七項第一号に掲げる方法
四 第三十八条第七項第二号に掲げる方法
法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う電子決済手段等取引業者は、第一項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 法第二条第十項第四号の資金移動業者の商号
二 利用者が法第二条第十項第四号の資金移動業者に対する権利の内容及びその行使に係る手続
三 第三十三条第一項第二号ニに掲げる場合に該当するものとして利用者から金銭を受け入れる場合にあっては、当該金銭を法第二条第十項第四号の資金移動業者に移動させるために要する時間
五 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。
一 第一項第一号から第九号までに掲げる事項及び次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める事項
イ 電子決済手段の交換等を行う場合 第二項各号に掲げる事項
ロ 電子決済手段の管理を行う場合 第三項各号に掲げる事項

ハ 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行いう場合 前項各号に掲げる事項

二 契約期間の定めがあるときは、当該契約期間
三 契約の解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）
四 その他当該契約の内容に関し参考となると認められる事項

六 電子決済手段等取引業に係る取引についてその取引に係る電子決済手段を発行する者（銀行等及び資金移動業者に限る。）又は法第二条第十項第四号の資金移動業者が利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、電子決済手段等取引業者は、当該各項の規定にかかるわらず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。
七 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に係り、電子決済手段等取引業の利用者から金銭又は電子決済手段を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、書面の交付その他適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。
一 電子決済手段等取引業者の商号及び登録番号
二 当該利用者から受領した金銭の額又は電子決済手段の数量
三 受領年月日

八 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、取引の記録並びに管理する利用者の金銭の額及び電子決済手段の数量についての情報を提供しなければならない。
(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十条 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に係り、電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業に係る取引について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、取引の記録並びに管理する利用者の金銭の額及び電子決済手段の数量についての情報を提供しなければならない。
二 電子決済手段等取引業に係る取引について、捜査機関等から当該電子決済手段等取引業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該電子決済手段等取引業に係る取引が停止等を行う措置
三 電子決済手段等取引業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、利用者と電子決済手段等取引業に係る取引を行いう場合には、当該利用者が当該電子決済手段等取引業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置
四 電子決済手段等取引業者が、利用者から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して電子決済手段等取引業に係る取引に係る指図を受ける場合には、当該指図の内容を、当該利用者が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正ができるようにするための適切な措置
五 電子決済手段等取引業者が、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法に相当する外国の法令に基づく電子決済手段）をいう。（以下この号及び次号において同じ。）であつて次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置
イ 法又は銀行法に相当する外国の法令の規定により、法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をして、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。
ロ 当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するためには必要な資産を法、銀行法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士の資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。
ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該

外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。
六 電子決済手段等取引業者が、外国電子決済手段を取り扱う場合にあっては、次に掲げる措置その他の利用者の保護及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に必要な措置

九 巴
電子決済手段等取引業者が、法第六十二条第一項の報告書に添付して金融局長官に提出した貸借対照表（関連する注記を含む）及び損益計算書（関連する注記を含む）を公表する措置
イ 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業に關し、電子決済手段の借り入れを行ふ場合には、次に掲げる措置
イ 電子決済手段等取引業者による電子決済手段の借り入れは電子決済手段の管理に該当せず、當該電子決済手段等取引業者が借り入れた電子決済手段は法第六十二条の十四第一項の規定により表示する措置
口 当該電子決済手段等取引業者の電子決済手段と分別して管理されるものではないことについて、當該相手方が明瞭かつ正確に認識できる内容により表示する措置
口 電子決済手段の借り入れにより電子決済手段等取引業者の負担する債務が当該電子決済手段等取引業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生じることにより、利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を妨げることとなるないよう、當該債務の残高を適切に管理するための体制（電子決済手段の借り入れを行つたときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた電子決済手段の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置
前項の規定によるもののほか、電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段について、電子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識できるよう継続的に表示する措置

イ 当該電子決済手段等取引業者が利用者からの委託等を受けて電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を成立させる場合には、当該委託等に係る電子決済手段についての次に掲げた事項

(1) 当該電子決済手段等取引業者が利用者からの委託等を受けて成立させる当該電子決済手段の売買における最新の約定価格

(2) 認定資金決済事業者協会又は認定資金決済事業者協会が指定する者が公表する最新の参考価格
当該電子決済手段等取引業者が相手方となつて電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を行う場合（イに規定する場合を除く。）には、その電子決済手段についての次に掲げる事項

1) 項
(当該事項がない場合には、その旨)
当該電子決済手段等取引業者が提示する当該電子決済手段の講入における最新の価格

(2) ()
当該電子決済手段等取引業者が提示する当該電子決済手段の売却における最新の価格

イ(1)に規定する最新の約定価格
イ(2)ご見定する最新の参考価格

(4) 二、(2)に規定する最善の参考価格
電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業の利用者に複数の取引の方法を提供する場合には、次に掲げる措置

イ
利用者の電子決済手段の交換等に係る注文について、電子決済手段の種類ごとに、最も良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めて公表し、かつ、実施する措置。
ロ
利用者からの委託等に係る電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介、取次ぎ又は代理をしてないで、自己がその相手方となつて当該売買又は交換を成立させたときは、その

旨並びに当該売買又は交換を行うことがイに規定する方針及び方法に適合する理由についての情報を、速やかに書面の交付その他の適切な方法により当該利用者に提供する措置

係る電子決済手段の種類、数量及び売付け、買付け又は他の電子決済手段との交換の別、受注日時、約定日時並びに執行の方法についての情報を、当該利用者から求められた日から二十日以内に、書面での交付その他の適切な方法により当該利用者に提供する措置

三 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段の交換等に伴い、当該電子決済手段等取引業者又はその利害関係人と電子決済手段等取引業の利用者の利益が相反することにより利用者の利益が不适当に害されることのないよう、当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段の交換等に関する情報を適正に管理し、かつ、当該電子決済手段の交換等の実施状況を適切に監視するための体制を整備する措置及びこれに関する方針を定めて、公表する措置

況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第二百八十五条の二十二第一項、第二百八十五条の二十三第一項又は第二百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該利用者との間の電子決済手段等取引業に係る取引の停止等を行う措置その他の電子決済手段の交換等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置

- 一 電子決済手段を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第六十二条の十四第一項の規定により自己の電子決済手段と分別して管理する電子決済手段等取引業者の電子決済手段で当該利用者に対し負担する電子決済手段の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）
- 二 電子決済手段等取引業の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合には、その業務に関し電子決済手段等取引業の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針
- 4 前三項の規定によるものほか、電子決済手段等取引業者は、当該電子決済手段等取引業者又はその役員若しくは使用人が次に掲げる行為をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 一 利用者が金融商品取引法第一百八十五条の二十二第一項、第一百八十五条の二十三第一項又は第一百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反する暗号等資産（同法第一条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下この号から第三号までにおいて同じ。）である電子決済手段の売買又は他の暗号等資産である電子決済手段との交換（これらの規定に違反する行為に関連して行われるものと含む。）を行うおそれがあることを知りながら、これらの取引又はその受託等をする行為
- 二 暗号等資産等（金融商品取引法第一百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の相場若しくは相場若しくは他の暗号等資産である電子決済手段との交換又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為
- 三 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係る暗号等資産である電子決済手段の売買又は他の暗号等資産である電子決済手段との交換の受託等をする行為
- 四 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その取り扱う若しくは取り扱おうとする電子決済手段又は当該電子決済手段等取引業者に係る重要な情報をあって、利用者の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業の全ての利用者が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）
- 五 利用者から電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の委託等を受け、当該委託等に係る売買又は交換を成立させる前に、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、当該委託等に係る売買の価格若しくは交換の数量と同一又はそれよりも有利な価格若しくは数量で電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換をする行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（利用者の保護又は電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該電子決済手段等取引業者が講ずる法第六十二条の十六第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。（社内規則等）
- （電子決済手段信用取引に関する特別）**
- 第三十一条** 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業の業務の内容及び方法に応じ、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該電子決済手段等取引業者が講ずる法第六十二条の十六第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。
- 第三十二条** 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）との間で電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該電子決済手段等取引業者が講ずる法第六十二条の十六第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。
- 第三十三条** 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者（電子決済手段等取引業者等を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）との間で電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該電子決済手段等取引業者が講ずる法第六十二条の十六第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。
- 第三十四条** 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段信用取引を行なうとき、及びその返還を受ける方法
- 一 当該電子決済手段信用取引について利用者が預託すべき保証金の額及びその計算方法並びに利用者が当該保証金を預託し、及びその返還を受ける方法
- 二 当該電子決済手段信用取引に係る損失の額が前号の保証金の額を上回ることとなるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 当該電子決済手段信用取引に係る債務の額、弁済の期限及び決済の方法
- 四 その他当該電子決済手段信用取引の内容に關し参考となると認められる事項
- 1 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段信用取引を継続的に又は反復して行なうことを内容とする契約を締結するときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十九条第五項の規定によるもののか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。
- 2 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段信用取引を継続的に又は反復して行なうことを内容とする契約を締結するときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十九条第五項の規定によるもののか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。
- 3 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の利用者から電子決済手段信用取引の保証金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十九条第五項の規定によるもののか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。
- 4 電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段信用取引を継続的に又は反復して行なうときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十九条第五項の規定によるもののか、当該電子決済手段信用取引の未決済勘定明細及び評価損益についての情報を提供しなければならない。
- 5 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段信用取引を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 电子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の種類及び電子決済手段信用取引の保証金である旨
- 二 电子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の種類及び電子決済手段信用取引の保証金である旨
- 三 电子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の種類及び電子決済手段信用取引の保証金である旨
- 四 电子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の種類及び電子決済手段信用取引の保証金である旨
- 五 电子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の種類及び電子決済手段信用取引の保証金である旨

- 一 電子決済手段等取引業の利用者（個人に限る。第三号において同じ。）の電子決済手段信用取引の保証金の額が、当該利用者が行おうとし、又は行う電子決済手段信用取引の額に百分の五十を乗じて得た額に不足する場合に、当該利用者にその不足額を預託されることなく、当該電子決済手段信用取引を行い、又は当該電子決済手段信用取引の信用供与を継続することのないようするために必要な措置
- 二 電子決済手段等取引業の利用者（個人を除く。）の電子決済手段信用取引の保証金の額が、当該利用者が行おうとし、又は行う電子決済手段による相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率をいう。（以下この号において同じ。）を乗じて得た額（電子決済手段リスク想定比率を用いない電子決済手段等取引業者にあっては、当該電子決済手段信用取引の額に百分の五十を乗じて得た額）に不足する場合に、当該利用者にその不足額を預託されることなく、当該電子決済手段信用取引を行おうとし、又は当該電子決済手段信用取引の信用供与を継続することのないようにするために必要な措置
- 三 電子決済手段等取引業の利用者がその計算において行った電子決済手段信用取引を決済した場合に当該利用者に生ずることとなる損失の額が、当該利用者との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする電子決済手段信用取引の決済（以下この号において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備するとともに、当該場所にロスカット取引を行う措置
- 四 前三号に掲げるもののほか、その行う電子決済手段信用取引について、当該電子決済手段信用取引の内容その他の事情に応じ、電子決済手段信用取引に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置
- 6 第一項、第三項及び前項に規定する保証金は、電子決済手段をもつて充てることができる。この場合において、第一項第一号中「並びに」とあるのは、「当該保証金に充当することができる電子決済手段の種類並びに数量、充当価格及びこれらの計算方法並びに」とする。
- 7 電子決済手段等取引業者が預託を受けるべき電子決済手段信用取引の保証金の全部又は一部が前項の規定により電子決済手段をもつて代用される場合におけるその代用価格は、認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額とする。
- 第三十三条** 法第六十二条の十三ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
- 一 電子決済手段の交換等を行う場合（当該電子決済手段の交換等に関して利用者から金銭の預託を受ける場合であつて、当該金銭を信託会社等への金銭信託（以下「利用者区分管理金銭信託」という。）により自己の固有財産と区分して管理するとき。）
- 2 二 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合 次に掲げる場合
- イ 銀行等が業として行う場合
- ロ 信託会社等が信託業法第二条第一項に規定する信託業として行う場合
- ハ 資金移動業者が資金移動業として行う場合
- ニ 当該行為に係る業務に関して利用者から金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、法第二条第十項第四号の資金移動業者に移動させる場合
- 一 利用者区分管理金銭信託に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならぬ。
- 二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下「弁護士等」という。）をもつて充てられるものである。）と。
- 三 複数の利用者区分管理金銭信託を行う場合には、当該複数の利用者区分管理金銭信託について同一の受益者代理人を選任すること。
- 四 電子決済手段等取引業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること。（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）
- イ 法第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消されたとき。
- ロ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）
- ハ 電子決済手段等取引業の全部の廃止（外国電子決済手段等取引業者にあっては、国内に設けた全ての営業所における電子決済手段等取引業の全部の廃止若しくは解散の公告をしたとき。）
- 二 法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。
- 五 利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合を除き、信託財産に属する金銭の運用が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百四十五条の二第一項第五号に規定する方法に準ずる方法に限られるものであること。
- 六 信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額（個別利用者区分管理金額（電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業に係る電子決済手段等取引業の行う電子決済手段等取引業の全部の廃止若しくは解散の合計額をいう。第十四号及び次項において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、電子決済手段等取引業者によりその不足額が解消されるものであること。

- 七 電子決済手段等取引業者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものであること（利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合を除く）。
- 八 利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合には、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。
- 九 次に掲げる場合以外の場合には、利用者区分管理金銭信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うことができないものであること。
- イ 信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額を超過する場合において、その超過額の範囲内で利用者区分管理金銭信託に係る契約の全部又は一部の解約を行なうとき。
- ロ 他の利用者区分管理金銭信託に係る信託財産として信託することを目的として利用者区分管理金銭信託に係る契約の全部又は一部の解約を行なう場合。
- 十一 電子決済手段等取引業者が第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人が特に必要と認める場合を除き、当該電子決済手段等取引業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。
- 十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、利用者の受益権が当該受益者代理人により全ての利用者について一括して行使されるものであること。
- 十三 利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。
- 十四 利用者が受益権行使する場合にそれぞれの利用者に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額（利用者区分管理金銭信託に係る信託財産の元本を換価して得られる額（利用者区分管理金銭信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本の補填の契約があるものである場合には、元本額））をいう。次号において同じ。）に、当該日における利用者区分管理必要額に対する当該利用者に係る個別利用者区分管理金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別利用者区分管理金額を超える場合には、当該個別利用者区分管理金額）とされていること。
- 十五 利用者が受益権行使する日における元本換価額が利用者区分管理必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者に帰属するものであること。
- 4 3 電子決済手段等取引業者は、個別利用者区分管理金額及び利用者区分管理必要額を毎営業日算定しなければならない。
- 第一項第一号の規定による金銭の管理は、その管理の状況について、第三十九条の規定に準じて監査（以下「金銭分別管理監査」という。）を受けるものでなければならない。
- 第三十四条 令第十九条の七第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 信託業法第一条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外國信託会社
- 二 資金移動業者
(親会社等となる者)
- 第三十五条 令第十九条の七第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等（同項に規定する会社等をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 一 他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等
- 二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において保有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該会社等が自己的計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
- ロ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつた者等が当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
- ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- 二 当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニ及び次号ロにおいて同じ。）を行なっていること（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）
- ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 会社等が自己的計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該会社等が自己的計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該会社等であつて、前号ホまでに掲げるいずれかの要件に該当するものと認め、前項の規定にかかる譲渡会社等の子会社等（令第十九条の七第四項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）に該当しないものと推定する。
- 二 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を行う事業体をいう。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、前項の規定にかかる譲渡会社等の子会社等（令第十九条の七第四項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）に該当しないものと推定する。
- （関連会社等となる者）
- 第三十六条 令第十九条の七第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等そのこれらに準ずる子会社等以外の他の会社等であって、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するものイ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、その取締役若しくは執行役又はこれらに準する役職に就任していること。

ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる事が推測される事実が存在すること。

三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

（議決権の保有の判定）

第三十七条 令第十九条の七第六項に規定する議決権の保有の判定に當たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）に係る議決権を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により令第十九条の七第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に對抗することができない場合

2 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかるわらず、次に掲げる株式等に係る議決権を除くものとする。

一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行ふことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式等

二 相続人が相続財産として所有する株式等（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺產分割を了していないものに限る。）

（利用者の電子決済手段の管理）

第三十八条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業者の利用者の電子決済手段を管理するときは、信託会社等への電子決済手段の信託（以下「利

用者区分管理電子決済手段信託」という。）をし、当該信託会社等において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が信託会社等の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理させる方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

2 利用者区分管理電子決済手段信託に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならぬ。

一 電子決済手段等取引業者を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業に係る取引に係る利用者を元本の受益者とすること。

二 受託者が信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみを行ふものであること。

三 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士等をもつて充てられるものであること。

四 複数の利用者区分管理電子決済手段信託を行う場合には、当該複数の利用者区分管理電子決済手段信託について同一の受益者代理人を選任するものであること（当該受益者代理人のみがその権限行使するものであること）。

五 電子決済手段等取引業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみが権限行使することを認める場合を除く。）。

イ 法第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消されたとき。

ロ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき。第五項第六号ロにおいて同じ。）。

ハ 電子決済手段等取引業の全部の廃止（外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における電子決済手段等取引業の廃止。ハ及び第五項第六号ハにおいて同じ。）若しくは解散（外国電子決済手段等取引業者にあつては、国内に設けた営業所の清算の開始。ハ及び同号ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十二条の二十五第三項の規定による電子決済手段等取引業の全部等取引業の全部の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

二 法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

- 六 利用者区分管理電子決済手段信託及び利用者区分管理電子決済手段自己信託（次項に規定する利用者区分管理電子決済手段自己信託をいう。次号ロにおいて同じ。）に係る信託財産に属する電子決済手段の数量（以下「受託電子決済手段数量」という。）が利用者区分管理必要数量（個別利用者区分管理数量（電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業者に係る信託財産に属する利用者の電子決済手段（第七項の規定により管理するものを除く。）を当該利用者ごとに算定した数量をいう。以下同じ。）の合計数量をいう。以下同じ。）に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、電子決済手段等取引業者によりその不足数量が解消されるものであること。
- 七 次のイ及びロに掲げる場合以外の場合には、利用者区分管理電子決済手段信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合
- 八 前号イ又はロに掲げる場合に行う利用者区分管理電子決済手段信託に係る契約の全部又は一部の解約に係る信託財産を委託者に帰属させること。
- 九 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、利用者の受益権が当該受益者代理人により全ての利用者について一括して行使されるものであること。
- 十 利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。
- 十一 利用者が受益権を使用する場合にそれぞれの利用者に返還される電子決済手段の数量が、当該受益権の行使の日における受託電子決済手段数量に、当該日における利用者区分管理必要数量に対する当該利用者に係る個別利用者区分管理数量の割合を乗じて得た数量（当該数量が当該個別利用者区分管理数量を超える場合には、当該個別利用者区分管理数量）とされていること。
- 十二 利用者が受益権を使用する日における受託電子決済手段数量が利用者区分管理必要数量を超過する場合には、その超過数量に係る電子決済手段は委託者に帰属するものであること。
- 3 第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己的帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他これらと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。
- 4 電子決済手段等取引業者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十六号により作成した承認申請書に、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類その他の参考となるべき事項を記載した書面を添付して、同項の財務局長等に提出しなければならない。
- 5 利用者区分管理電子決済手段自己信託は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならぬ。
- 一 資本金の額及び純資産額が三千万円以上であること。
- 二 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類の規定が、法令に適合し、かつ、当該事務を適正に遂行するために十分なものであること。
- 三 人的構成に照らして、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すること。
- 4 電子決済手段等取引業者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十六号により作成した承認申請書に、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類その他の参考となるべき事項を記載した書面を添付して、同項の財務局長等に提出しなければならない。
- 5 利用者区分管理電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業に係る取引に係る利用者を元本の受益者とすること。
- 一 受託者が信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみを行ふものであること。
- 二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士等をもつて充てられるものであること。
- 三 複数の利用者区分管理電子決済手段自己信託を行ふ場合には、当該複数の利用者区分管理電子決済手段自己信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。
- 四 利用者区分管理電子決済手段自己信託を行ふ場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類その他の参考となるべき事項を記載した書面を添付して、同項の財務局長等に提出しなければならない。
- 5 利用者区分管理電子決済手段等取引業者の行う電子決済手段等取引業の全部の廃止若しくは解散をしたとき、又は法第六十二条の二十五第三項の規定による電子決済手段等取引業の全部の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
- 6 法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。
- 7 受託電子決済手段数量が利用者区分管理必要数量に満たない場合には、電子決済手段等取引業者によりその不足数量が解消されるものであること。
- 8 次のイ及びロに掲げる場合以外の場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託と同一の受益者代理人を選任するものであること。
- 9 利用者区分管理電子決済手段数量が利用者区分管理必要数量を超過する場合において、その超過数量の範囲内で利用者区分管理電子決済手段自己信託の全部又は一部を終了させるとき。
- 10 利用者区分管理電子決済手段信託又は他の利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産として信託することを目的として利用者区分管理電子決済手段自己信託の全部又は一部を終了させる場合
- 11 前号イ又はロに掲げる場合に利用者区分管理電子決済手段自己信託の全部又は一部の終了に係る信託財産を委託者に帰属させるものであること。
- 12 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、利用者の受益権が当該受益者代理人により全ての利用者について一括して行使されるものであること。
- 13 利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る利用者区分管理電子決済手段自己信託を終了するものであること。

- イ 電子決済手段等取引業関連苦情（法第二百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動業等関連苦情のうち電子決済手段等取引業務に関するもの）をう。以下この項及び第三項において同じ。の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。
- ロ 电子決済手段等取引業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。
- ハ 電子決済手段等取引業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。
- 二 認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。
- 三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八条）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。
- 四 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。
- 五 電子決済手段等取引業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理の基礎及び人的構成を有する法人（法第九十九条第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により電子決済手段等取引業関連苦情の処理を図ること。
- 2 法第六十二条の十六第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
- 一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により電子決済手段等取引業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち電子決済手段等取引業務に関するものをいう。以下この項において同じ。）の解決を図ること。
- 二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ること。
- 三 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ること。
- 四 電子決済手段等取引業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理の基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ること。
- 3 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ること。
- 一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
- 二 法第一百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
- 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
- ロ 法第一百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者
- （特定電子決済手段等）
- （契約の種類）
- 第四十三条 法第六十二条の十七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 電子決済手段のうち、外国通貨で表示されるもの
- 二 電子決済手段のうち、法第二条第五項第四号に掲げるもの
- （契約の種類）
- 第四十四条 法第六十二条の十七第一項において準用する金融商品取引法（以下この章において「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定電子決済手段等取引契約（同項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下この章において同じ。）とする。
- （申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）
- 第四十五条 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った電子決済手段等取引業者のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第四十八条において同じ。）に関する特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下この章において同じ。）以外の利用者として取り扱われることになる旨とする。
- （情報通信の技術を使用した提供）
- 第四十六条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項において準用する場合を含む）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 電子決済手段等取引業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する事項の提供を行う電子決済手段等取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該電子決済手段等取引業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者又は利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電

子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行ふ電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

口 電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していったことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第十九条の八に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくは口若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、利用者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを備えた利用者等又は電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）

第四十七条 令第十九条の八第一項及び第十九条の九第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第四十九条第一項各号に掲げる方法のうち電子決済手段等取引業者が使用するもの

（特定投資家への復帰申出）

第四十八条 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定電子決済手段等取引契約である旨

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第四十九条 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合）を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「利用者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- 口 電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 3 2 前項各号に掲げる方法は、電子決済手段等取引業者の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)
- 第五十条 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済手段等取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済手段等取引業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。**
- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十二条において同じ。）とする旨
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済手段等取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第五十二条において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。
- 第五十一条 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第一号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十三条において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。**
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨
- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた電子決済手段等取引業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨
- （申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間）
- 第五十二条 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。**
- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間
- 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合一日
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
- （特定投資家への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）**
- 第五十三条 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。**
- 1 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）
- 2 対象契約が特定電子決済手段等取引契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨（特定投資家として取り扱うことができる営業者等）
- 第五十四条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。**
- 1 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていなければならないこと。
- 2 その締結した商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。
- 1 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）
- イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。
- ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
- 二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）
- イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。
- ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。
- （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）**
- 第五十五条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。**
- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第五十七条第二項第三号及び第五十八条において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及び（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一條の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一條の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の十一第一項に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九條の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九條の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九條に規定する特定預金等

二 農業協同組合法第十一條の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九條の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第一百五号）第三百條の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

ト 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品市場における取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）に係る権利

チ 第四十三条各号に掲げるもの

三 申出者が最初に当該電子決済手段等取引業者との間で特定電子決済手段等取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第五十六条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済手段等取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済手段等取引業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公示している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十八条において同じ。）とする旨

五十八条规定において同じ。）

五十七条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十九条において同じ。）に關して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める日は、電子決済手段等取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項）

第五十八条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十九条において同じ。）に關して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた電子決済手段等取引業者のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第五十九条 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

三 承諾日から期限日までの期間が一月を超える場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第六十条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める期間の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、次に掲げる事項とする。

二 対象契約が特定電子決済手段等取引契約である旨

三 承諾日以後に對象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨（広告類似行為）

第六十一条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信

の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第一条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定電子決済手段等取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合には、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の名称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする電子決済手段等取引業者の商号又はその通称

ハ 令第十九条の十第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

（1） 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この章において「契約締結前交付書面」という。）

（2） 第六十七条第一項第二号ロに規定する契約変更書面

（特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務の内容についての広告等の表示方法）

第六十一条 電子決済手段等取引業者がその行う特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項及び第六十四条第一項第一号において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 電子決済手段等取引業者がその行う特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務の内容について広告等をするときは、令第十九条の十第一項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 電子決済手段等取引業者がその行う特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第六十四条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十九条の十第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（利用者が支払うべき対価に関する事項）
（利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）
（第六十二条 令第十九条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定電子決済手段等取引契約に関する利用者が支払うべき対価（電子決済手段の価格又は電子決済手段信用取引について利用者が預託すべき保証金の額を除く。以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の価格に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。
（利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）
（第六十三条 令第十九条の十第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 特定電子決済手段等取引契約に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実
二 当該電子決済手段等取引業者が認定資金決済事業者協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該認定資金決済事業者協会の名称
（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準する方法等）
（第六十四条 令第十九条の十第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法
二 電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して利用者に閲覧させる方法
三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの
2 令第十九条の十第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第六十条第三号ニに掲げる事項とする。
（誇大広告をしてはならない事項）
（第六十五条 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 特定電子決済手段等取引契約の解除に関する事項
二 特定電子決済手段等取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
三 特定電子決済手段等取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
四 特定電子決済手段等取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
五 電子決済手段等取引業者の資力又は信用に関する事項
六 電子決済手段等取引業者の電子決済手段等取引業の実績に関する事項

- 十 利用者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

十二 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

十三 当該特定電子決済手段等取引契約に関する租税の概要

十四 当該特定電子決済手段等取引業者に連絡する方法

第十七条 当該電子決済手段等取引業者が加入している認定資金決済事業者協会の有無及び加入している場合にあつては、その内容

第十九条 当該電子決済手段等取引業者が加入している認定投資者保護団体（当該特定電子決済手段等取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつていて、当該認定投資者保護団体に限る。）の有無及び対象事業者となつていて、その名称

二十 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該電子決済手段等取引業者が法第六十二条の十六第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該電子決済手段等取引業者の法第六十二条の十六第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二十一 その他特定電子決済手段等取引契約の締結に関し参考となると認められる事項

（契約締結時交付書面の記載事項）

二十二 第七十一条 特定電子決済手段等取引契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該電子決済手段等取引業者の商号

二 当該電子決済手段等取引業者の営業所の名称

三 当該特定電子決済手段等取引契約の概要

四 当該特定電子決済手段等取引契約が電子決済手段の交換等を行うことを内容とする契約である場合にあつては、次に掲げる事項

五 当該特定電子決済手段等取引契約が電子決済手段との交換等を行ふことを内容とする契約である場合にあつては、次に掲げる事項

六 当該特定電子決済手段等取引契約の解約時の取扱い（手数料等の計算方法を含む。）

七 当該特定電子決済手段等取引契約の成立の年月日

八 当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の名称

九 約定数量

当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段との交換の場合にあつては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの

十 約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあつては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）

十一 利用者が支払うこととなる金額の額及び計算方法

十二 利用者が支払うこととなる金額の額及び計算方法

十三 利用者が当該電子決済手段等取引契約に係る手数料等に関する事項

十四 利用者の氏名又は名称

十五 利用者が当該電子決済手段等取引契約に連絡する方法

十六 前各号に掲げる事項のほか、取引の内容を適確に示すために必要な事項

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十七条 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

二 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項、令第十九条の人並びに第四十六条及び第四十七条の規定は、前項第一号の規定による書面の交付について準用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

口 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付の前提、意義及び限界

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付について

は、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

（禁止行為）

第七十三条 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に關して、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）を除く。）に対し、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（口に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について利用者の知識・経験・財産の状況及び特定電子決済手段等取引契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定電子決済手段等取引契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面
ロ 契約変更書面

二 特定電子決済手段等取引契約の締結又はその勧誘に關して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 特定電子決済手段等取引契約につき、利用者若しくはその指定した者に對し、特別の利益の提供を約し、又は利用者若しくは第三者に對し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 特定電子決済手段等取引契約の締結又は解約に關し、利用者（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
(行為規制の適用除外の例外)

第七十四条 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、利用者の締結した特定電子決済手段等取引契約に關する照会に對して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

第三章 監督

（電子決済手段等取引業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第七十五条 法第六十二条の十八に規定する電子決済手段等取引業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 電子決済手段関連業務を行う場合にあっては、電子決済手段関連業務に係る取引記録

二 法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合にあっては、当該行為に係る取引記録

三 総勘定元帳
四 電子決済手段等取引業の利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあっては、顧客勘定元帳

五 電子決済手段の交換等を行う場合にあっては、注文伝票

六 電子決済手段等取引業の利用者の金銭の管理を行う場合にあっては、次に掲げる記録

イ 各営業日における管理する当該利用者の金銭の額の記録

ロ 第三十三条第一項第一号に定める場合にあっては、次に掲げる記録

（1）各営業日における利用者区分管理金銭信託に係る信託財産の額の記録

（2）金銭分別管理監査の結果に関する記録

七 電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段の管理を行う場合にあっては、次に掲げる記録

ロ 各営業日における管理する当該利用者の電子決済手段の数量の記録

八 第三十八条第一項又は第三項に規定する方法により電子決済手段の管理を行う場合にあっては、次に掲げる記録
各営業日における利用者区分管理電子決済手段信託及び利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産の額及び受託電子決済手段数量の記録

(2) 電子決済手段分別管理監査の結果に関する記録

第二 電子決済手段等取引業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第四号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第五号に掲げる帳簿書類にあっては少なくとも七年間、同項第六号及び第七号に掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

第三 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第八十一条において同じ。）をもつて作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

（電子決済手段関連業務に係る取引記録）

第七十六条 前条第一項第一号に規定する電子決済手段関連業務に係る取引記録とは、次に掲げるものとする。

- 一 取引日記帳
- 二 媒介又は代理に係る取引記録
- 三 自己勘定元帳

2 前項第一号の取引日記帳には、法第二条第十項第一号及び第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 約定年月日
- 二 利用者との間で電子決済手段等取引業に係る取引を継続的に又は反復して行う場合にあっては、電子決済手段等取引業の利用者の氏名又は名称自己又は取次ぎの別
- 三 売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別

四五 電子決済手段の名称

五六 電子決済手段の数量

五七 約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）

五八 取次ぎの場合にあっては、次に掲げる事項

五九 電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項

六〇 取引に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額

六一 電子決済手段信用取引である旨

六二 新規又は決済の別

六三 信用供与に係る債務の額及び弁済の期限

六四 媒介又は代理の内容

六五 電子決済手段の名称

六六 電子決済手段の数量

六七 約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段信用取引に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額）

六八 第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第十項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に關し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

六九 媒介又は代理を行つた年月日

七〇 電子決済手段等取引業の利用者の氏名又は名称

七一 電子決済手段信用取引にあっては、次に掲げる事項

七二 電子決済手段信用取引である旨

七三 新規又は決済の別

七四 ハロイ

七五 ハロイ

七六 ハロイ

七七 ハロイ

七八 ハロイ

七九 ハロイ

八〇 ハロイ

八一 ハロイ

八二 ハロイ

八三 ハロイ

八四 ハロイ

八五 ハロイ

八六 ハロイ

八七 ハロイ

八八 ハロイ

八九 ハロイ

九〇 ハロイ

九一 ハロイ

九二 ハロイ

九三 ハロイ

九四 ハロイ

九五 ハロイ

九六 ハロイ

九七 ハロイ

九八 ハロイ

九九 ハロイ

一〇〇 ハロイ

一〇一 ハロイ

一〇二 ハロイ

一〇三 ハロイ

一〇四 ハロイ

一〇五 ハロイ

一〇六 ハロイ

一〇七 ハロイ

一〇八 ハロイ

一〇九 ハロイ

一〇一〇 ハロイ

一〇一一 ハロイ

一〇一二 ハロイ

一〇一三 ハロイ

一〇一四 ハロイ

一〇一五 ハロイ

一〇一六 ハロイ

一〇一七 ハロイ

一〇一八 ハロイ

一〇一九 ハロイ

一〇二〇 ハロイ

一〇二一 ハロイ

一〇二二 ハロイ

一〇二三 ハロイ

一〇二四 ハロイ

一〇二五 ハロイ

一〇二六 ハロイ

一〇二七 ハロイ

一〇二八 ハロイ

一〇二九 ハロイ

一〇三〇 ハロイ

一〇三一 ハロイ

一〇三二 ハロイ

一〇三三 ハロイ

一〇三四 ハロイ

一〇三五 ハロイ

一〇三六 ハロイ

一〇三七 ハロイ

一〇三八 ハロイ

一〇三九 ハロイ

一〇四〇 ハロイ

一〇四一 ハロイ

一〇四二 ハロイ

一〇四三 ハロイ

一〇四四 ハロイ

一〇四五 ハロイ

一〇四五六 ハロイ

一〇四五七 ハロイ

一〇四五八 ハロイ

一〇四五九 ハロイ

一〇四五一〇 ハロイ

一〇四五一一 ハロイ

一〇四五一二 ハロイ

一〇四五一三 ハロイ

一〇四五一四 ハロイ

一〇四五一五 ハロイ

一〇四五一六 ハロイ

一〇四五一七 ハロイ

一〇四五一八 ハロイ

一〇四五一九 ハロイ

一〇四五二〇 ハロイ

一〇四五二一 ハロイ

一〇四五二二 ハロイ

一〇四五二三 ハロイ

一〇四五二四 ハロイ

一〇四五二五 ハロイ

一〇四五二六 ハロイ

一〇四五二七 ハロイ

一〇四五二八 ハロイ

一〇四五二九 ハロイ

一〇四五三〇 ハロイ

一〇四五三一 ハロイ

一〇四五三二 ハロイ

一〇四五三三 ハロイ

一〇四五三四 ハロイ

一〇四五三四六 ハロイ

一〇四五三四七 ハロイ

一〇四五三四八 ハロイ

一〇四五三四九 ハロイ

一〇四五三四一〇 ハロイ

一〇四五三四一一 ハロイ

一〇四五三四一二 ハロイ

一〇四五三四一三 ハロイ

一〇四五三四一四 ハロイ

一〇四五三四一五 ハロイ

一〇四五三四一六 ハロイ

一〇四五三四一七 ハロイ

一〇四五三四一八 ハロイ

一〇四五三四一九 ハロイ

一〇四五三四二〇 ハロイ

一〇四五三四二一 ハロイ

一〇四五三四二二 ハロイ

一〇四五三四二三 ハロイ

一〇四五三四二四 ハロイ

一〇四五三四二五 ハロイ

一〇四五三四二六 ハロイ

一〇四五三四二七 ハロイ

一〇四五三四二八 ハロイ

一〇四五三四二九 ハロイ

一〇四五三四二一〇 ハロイ

一〇四五三四二一一 ハロイ

一〇四五三四二一二 ハロイ

一〇四五三四二一三 ハロイ

一〇四五三四二一四 ハロイ

一〇四五三四二一五 ハロイ

一〇四五三四二一六 ハロイ

一〇四五三四二一七 ハロイ

一〇四五三四二一八 ハロイ

一〇四五三四二一九 ハロイ

一〇四五三四二二〇 ハロイ

一〇四五三四二二一 ハロイ

一〇四五三四二二二 ハロイ

一〇四五三四二二三 ハロイ

一〇四五三四二二四 ハロイ

一〇四五三四二二五 ハロイ

一〇四五三四二二六 ハロイ

一〇四五三四二二七 ハロイ

一〇四五三四二二八 ハロイ

一〇四五三四二二九 ハロイ

一〇四五三四二二一〇 ハロイ

一〇四五三四二二一一 ハロイ

一〇四五三四二二一二 ハロイ

一〇四五三四二二一三 ハロイ

一〇四五三四二二一四 ハロイ

一〇四五三四二二一五 ハロイ

一〇四五三四二二一六 ハロイ

一〇四五三四二二一七 ハロイ

一〇四五三四二二一八 ハロイ

一〇四五三四二二一九 ハロイ

一〇四五三四二二二〇 ハロイ

一〇四五三四二二二一 ハロイ

一〇四五三四二二二二 ハロイ

一〇四五三四二二二三 ハロイ

一〇四五三四二二二四 ハロイ

一〇四五三四二二二五 ハロイ

一〇四五三四二二二六 ハロイ

一〇四五三四二二二七 ハロイ

一〇四五三四二二二八 ハロイ

一〇四五三四二二二九 ハロイ

一〇四五三四二二二一〇 ハロイ

一〇四五三四二二二一一 ハロイ

一〇四五三四二二二一二 ハロイ

一〇四五三四二二二一三 ハロイ

一〇四五三四二二二一四 ハロイ

一〇四五三四二二二一五 ハロイ

一〇四五三四二二二一六 ハロイ

一〇四五三四二二二一七 ハロイ

一〇四五三四二二二一八 ハロイ

一〇四五三四二二二一九 ハロイ

一〇四五三四二二二二〇 ハロイ

一〇四五三四二二二二一 ハロイ

一〇四五三四二二二二二 ハロイ

一〇四五三四二二二二三 ハロイ

一〇四五三四二二二二四 ハロイ

一〇四五三四二二二二五 ハロイ

一〇四五三四二二二二六 ハロイ

一〇四五三四二二二二七 ハロイ

一〇四五三四二二二二八 ハロイ

一〇四五三四二二二二九 ハロイ

一〇四五三四二二二二一〇 ハロイ

一〇四五三四二二二二一一 ハロイ

一〇四五三四二二二二一二 ハロイ

一〇四五三四二二二二一三 ハロイ

一〇四五三四二二二二一四 ハロイ

一〇四五三四二二二二一五 ハロイ

一〇四五三四二二二二一六 ハロイ

一〇四五三四二二二二一七 ハロイ

一〇四五三四二二二二一八 ハロイ

一〇四五三四二二二二一九 ハロイ

一〇四五三四二二二二二〇 ハロイ

一〇四五三四二二二二一 ハロイ

一〇四五三四二二二二二 ハロイ

一〇四五三四二二二二三 ハロイ

一〇四五三四二二二二四 ハロイ

一〇四五三四二二二二五 ハロイ

一〇四五三四二二二二六 ハロイ

一〇四五三四二二二二七 ハロイ

一〇四五三四二二二二八 ハロイ

一〇四五三四二二二二九 ハロイ

一〇四五三四二二二二一〇 ハロイ

一〇四五三四二二二二一一 ハロイ

一〇四五三四二二二二一二 ハロイ

一〇四五三四二二二二一三 ハロイ

一〇四五三四二二二二一四 ハロイ

一〇四五三四二二二二一五 ハロイ

一〇四五三四二二二二一六 ハロイ

一〇四五三四二二二二一七 ハロイ

一〇四五三四二二二二一八 ハロイ

一〇四五三四二二二二一九 ハロイ

一〇四五三四二二二二二〇 ハロイ

一〇四五三四二二二二一 ハロイ

一〇四五三四二二二二二 ハロイ

一〇四五三四二二二二三 ハロイ

一〇四五三四二二二二四 ハロイ

一〇四五三四二二二二五 ハロイ

一〇四五三四二二二二六 ハロイ

一〇四五三四二二二二七 ハロイ

一〇四五三四二二二二八 ハロイ

一〇四五三四二二二二九 ハロイ

一〇四五三四二二二二一〇 ハロイ

- | | |
|---|---|
| 四
売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別 | 五
自己が保有する金銭の額及び電子決済手段の数量の残高 |
| | (顧客勘定元帳) |
| 六
電子決済手段の数量 | |
| | |
| 一
第七十七条 第七十五条第一項第四号に規定する顧客勘定元帳とは、次に掲げるものとする。 | 二
（顧客勘定元帳） |
| 一
電子決済手段の交換等又は法第二条第十項第四号に掲げる行為を行ふ者にあつては、利用者勘定元帳 | 一
前項第一号の利用者勘定元帳は、電子決済手段等取引業の利用者ごとに作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。 |
| 二
電子決済手段の管理を行う者にあつては、電子決済手段管理明細簿 | 二
電子決済手段の交換等を行ふ場合 次に掲げる事項 |
| 三
自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別 | 一
利用者の氏名又は名称 |
| 四
自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別 | 二
入出金及びその年月日並びに差引残高 |
| 五
自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別 | 三
電子決済手段の名称 |
| 六
自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別 | 四
電子決済手段との交換の別 |
| 七
約定年月日 | 五
電子決済手段の数量 |
| 八
約定価格又は単価及び金額 | 六
約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあつては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの） |
| 九
保証金に関する事項（保証金の種類、受入年月日又は返却年月日及び金額又は数量） | 七
利用者の氏名又は名称 |
| 十
電子決済手段信用取引にあつては、次に掲げる事項 | 八
利用者の氏名又は名称 |
| 十一
電子決済手段信用取引である旨 | 九
受入れ又は引出しの別及びその年月日並びに差引残高 |
| 十二
利用者の電子決済手段を管理する者の氏名又は名称 | 十
利用者の電子決済手段を管理する者の氏名又は名称 |
| 十三
電子決済手段の名称 | 十一
電子決済手段の名称 |
| 十四
電子決済手段の数量 | 十二
電子決済手段の数量 |
| 十五
(注文伝票) | 十三
利用者の有する為替取引に関する債務に係る債権の額の増減及びその年月日並びに当該債権の差引残高 |
| 十六
第一項第二号の電子決済手段管理明細簿は、電子決済手段等取引業の利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。 | 十四
第一項第十項第四号に掲げる行為を行ふ場合 次に掲げる事項 |
| 十七
利用者の氏名又は名称 | 十五
第一項第十項第四号に掲げる行為を行ふ場合 次に掲げる事項 |
| 十八
受入れ又は引出しの別及びその年月日並びに差引残高 | 十六
利用者の氏名又は名称 |
| 十九
利用者の電子決済手段を管理する者の氏名又は名称 | 十七
利用者の電子決済手段を管理する者の氏名又は名称 |
| 二十
電子決済手段の名称 | 十八
電子決済手段の名称 |
| 二十一
電子決済手段との交換の別 | 十九
電子決済手段との交換の別 |
| 二十二
売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別 | 二十
売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別 |
| 二十三
受注数量及び発注数量 | 二十一
受注数量及び発注数量 |
| 二十四
約定価格 | 二十二
約定価格 |
| 二十五
指値又は成行の別（指値の場合にあつては、その価格及び注文の有効期限（当該有効期限が当日中であるものを除く。）を含む。） | 二十三
指値又は成行の別（指値の場合にあつては、その価格及び注文の有効期限（当該有効期限が当日中であるものを除く。）を含む。） |
| 二十六
約定日時 | 二十四
約定日時 |
| 二十七
約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあつては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの） | 二十五
約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあつては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの） |
| 二十八
電子決済手段信用取引にあつては、次に掲げる事項 | 二十六
電子決済手段信用取引にあつては、次に掲げる事項 |
| 二十九
電子決済手段信用取引である旨 | 二十七
電子決済手段信用取引である旨 |
| 三十
新規又は決済の別 | 二十八
新規又は決済の別 |
| 三十一
信用供与に係る債務の額及び弁済の期限 | 二十九
信用供与に係る債務の額及び弁済の期限 |

十二 取引が不成立の場合には、第六号、第九号及び第十号に掲げる事項に代えて、その旨及びその原因（電子決済手段等取引業に関する報告書）

第七十九条 法第六十二条の十九第一項の報告書は、事業概況書及び電子決済手段等取引業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十七号（外国電子決済手段等取引業者にあっては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

（電子決済手段の管理に関する報告書）

第八十条 法第六十二条の十九第二項に規定する内閣府令で定める期間は、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月末満の期間を生じたときは、その三月末満の期間。次項及び次条第一項において「対象期間」という。）とする。

2 法第六十二条の十九第二項の報告書は、別紙様式第十九号により作成し、次条第二項各号に掲げる書類を添付して、対象期間経過後二月以内に提出すれば足りる。

（報告書の添付書類）

第八十一条 法第六十二条の十九第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二 電子決済手段の管理を行う電子決済手段等取引業者にあっては、前号に掲げる書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

三 電子決済手段等取引業の利用者の金銭を管理する場合にあっては、電子的記録に記録された事業年度の末日における当該利用者の金銭の額に係る情報を書面に出力したものその他の当該利用者の金銭の額を証する書類

四 金銭分別管理監査を受けた場合にあっては、公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し

2 法第六十二条の十九第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 対象期間に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二 電子的記録に記録された対象期間の末日における電子決済手段等取引業に係る情報の電子決済手段の残高に係る情報を書面に出力したものその他の当該利用者の電子決済手段の数量を証する書類

三 電子決済手段等取引業の利用者の金銭を管理する場合にあっては、電子的記録に記録された対象期間の末日における当該利用者の金銭の額に係る情報を書面に出力したものその他の当該利用者の金銭の額を証する書類

四 金銭分別管理監査又は電子決済手段分別管理監査を受けた場合にあっては、公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し
（公告の方法）

第八十二条 法第六十二条の二十二第二項及び第六十二条の二十四の規定による公告は、官報によるものとする。

第四章 雜則

（廃止の届出等）

第八十三条 法第六十二条の二十五第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 届出事由

四 法第六十二条の二十五第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

五 電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したときは、その理由

六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

3 法第六十二条の二十五第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済手段等取引業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済手段等取引業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

4 法第六十二条の二十五第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び電子決済手段等取引業の利用者の財産の返還又は利用者への移転の方法を示すものとする。

5 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の二十五第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十一号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 電子決済手段等取引業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合)

第八十四条 法第六十二条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済手段等取引業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済手段等取引業の全部を他の電子決済手段等取引業者に承継させた場合とする。

(法令違反行為等の届出)

第八十五条 電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者を含む。）は、取締役等又は従業者に電子決済手段等取引業に関し法令に違反する行為又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があつたことを知った場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十ニ号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

- 一 当該行為が発生した営業所又は事務所の名称
- 二 当該行為を行つた取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名
- 三 当該行為の概要

(経由官庁)

第八十六条 電子決済手段等取引業者（法第六十二条の三の登録を受けようとする者並びに法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者及び同条第三項の規定による届出をしようとする発行者を含む。次条において同じ。）は、法第六十二条の四第一項の登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該電子決済手段等取引業者の主たる営業所等（令第三十一条第一項に規定する主たる営業所等をいう。次項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

2 電子決済手段等取引業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該電子決済手段等取引業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第八十七条 電子決済手段等取引業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

(標準処理期間)

第八十八条 金融庁長官又は財務局長等は、法第六十二条の三の登録若しくは法第六十二条の七第一項の変更登録又は第三十八条第三項の承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - 一 当該申請を補正するためにする期間
 - 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するためにする期間
 - 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するためにする期間

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号。附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。ただし、同条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条第一項の規定は、この府令の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、適用しない。

(準備行為)

第三条 改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下この条において「新資金決済法」という。）第六十二条の三の登録を受けようとする者は、この府令の施行前においても、新資金決済法第六十二条の四第一項の登録申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、当該登録を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

附 則（令和五年一一月二七日内閣府令第八十七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月一二日内閣府令第一九号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別紙様式第1号 (第7条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)

申請者 住 所

電話番号 () -

商 号

代表者の
氏 名

登録申請書

資金決済に関する法律第62条の4第1項の規定により電子決済手段等取引業者の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)		
(ふりがな) 1. 商号			
(ふりがな) 2. 代表者の氏名			
3. 住所	(郵便番号 -) 電話番号 () -		
4. 資本金の額	千円		
5. 取締役及び監査役等			
(ふりがな) 氏名又は名称	役職名		
6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先			
(ふりがな) 営業所の所在地	(郵便番号 -)		
連絡先	電話番号 () -		

(記載上の注意)

1. ※「登録番号」には、記載しないこと。
2. 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
3. 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。
4. 「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称及び住所を併せて記載すること。
5. 「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
6. 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外の者を対象に業務を行う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所(業務委託先も含む。)の所在地及び連絡先を併せて記載すること。
7. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

7. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号() -

(記載上の注意)

- 電子決済手段等取引業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
- 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
- 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

8. 電子決済手段等取引業の業務の種別

--

(記載上の注意)

- 電子決済手段等取引業の業務の種別は、次のいずれかを記載すること。
- ① 電子決済手段関連業務
 - ② 法第2条第10項第4号に掲げる行為に係る業務

(第5面)

9. 取り扱う電子決済手段の名称及びその概要並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称、住所及びその概要

電子決済手段の名称		電子決済手段の単位	
電子決済手段を発行する者の商号又は名称			
電子決済手段を発行する者の住所			
電子決済手段を発行する者の属性等			
電子決済手段を発行する者の概要			
電子決済手段の法第2条第5項各号の該当性			
外国電子決済手段の該当性			
電子決済手段の主な用途			
電子決済手段の保有又は移転の仕組み			
電子決済手段の発行状況			
電子決済手段の流通状況			

(第6面)

電子決済手段に内在するリスク	
償還に要する期間	
その他事項	

(記載上の注意)

1. 電子決済手段関連業務を行う場合に記載すること。
2. 取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。
3. 「電子決済手段の単位」は、取り扱う電子決済手段の計算単位について記載すること。
4. 「電子決済手段を発行する者の属性等」は、電子決済手段を発行する者が国内の事業者の場合には、銀行等、資金移動業者又は特定信託会社のいずれかを記載すること。電子決済手段を発行する者が外国の事業者の場合には、当該事業者が取得している法又は銀行法に相当する外国の法令の規定による法第37条の登録若しくは銀行法第4条第1項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）又は法第37条の2第3項の規定による届出と同等の届出について記載すること。
5. 「電子決済手段の法第2条第5項各号の該当性」は、法第2条第5項各号のいずれの電子決済手段に該当するかについて記載すること。
6. 「外国電子決済手段の該当性」は、外国電子決済手段（第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいう。）に該当するかについて記載すること。
7. 「電子決済手段の保有又は移転の仕組み」は、電子決済手段の発行又は移転に係る記録の方法及び取引の認証方法等並びに当該電子決済手段の保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）について簡潔に記載し、又は図示すること。
8. 「電子決済手段の発行状況」は、総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合は、その上限等について記載すること。
9. 「電子決済手段の流通状況」は、既に取り扱われている電子決済手段の場合は、当該電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者等及びその取引の状況について、実務上可能な範囲で簡潔に記載すること。また、新規に発行される電子決済手段を販売する場合は、当該電子決済手段の販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。
10. 「償還に要する期間」は、電子決済手段の償還に要する標準履行期間について記載すること。
11. 「その他事項」は、特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名又は商号若しくは名称及びその保証の内容、電子決済手段の価値又は仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者や事業が存在する場合は、その者の名称及びその事業の概要並びにその他利用者が認識すべき当該電子決済手段の特性について簡潔に記載すること。
12. 取り扱う電子決済手段の概要について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第6面の次に添付すること。

(第7面)

10. 資金移動業者の商号、住所及びその概要

商 号	
住 所	
資金移動業の名称	
資金移動業の種別	1 第一種資金移動業 2 第二種資金移動業 3 第三種資金移動業
取扱上限金額	
その他事項	

(記載上の注意)

1. 法第2条第10項第4号に掲げる行為に係る業務を行う場合に記載すること。
2. 「資金移動業の種別」は、資金移動業者が現に行っている資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
3. 「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。
4. 二以上の資金移動業に係るサービスについて委託を受けるときは、資金移動業に係るサービスごとに区別して記載すること。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

(第8面)

11. 電子決済手段等取引業の内容及び方法

(1) 電子決済手段等取引業の内容及び方法

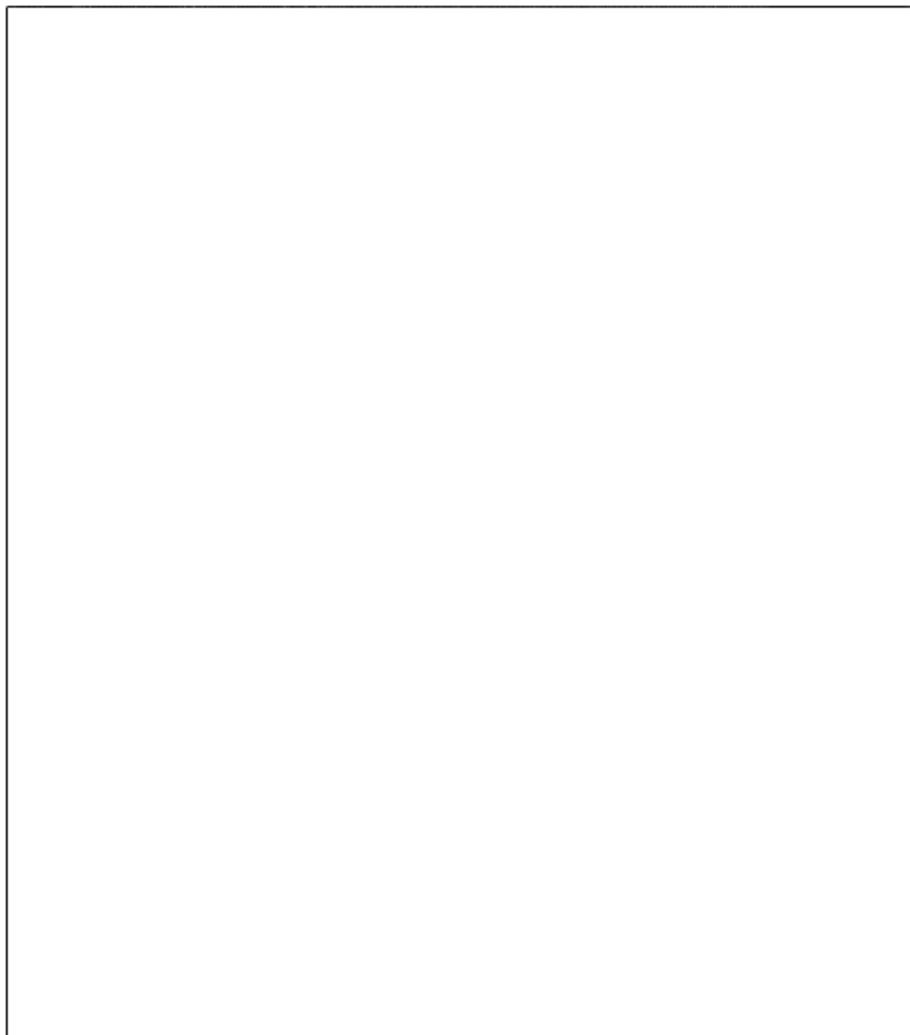
電子決済手段等取引業の名称	
電子決済手段等取引業の種類	
電子決済手段等取引業の内容	
取り扱う電子決済手段の名称	
利用者からの申込みの受付方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
電子決済手段と法定通貨又は他の電子決済手段の交換レート又は交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。
2. 「電子決済手段等取引業の種類」は、法第2条第10項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、電子決済手段信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。
3. 「取扱上限金額」は、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う電子決済手段の移転の上限金額及び利用者のために管理する電子決済手段（以下3.において「受託電子決済手段」という。）の上限金額並びに法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱上限金額を記載すること。また、受託電子決済手段を電子決済手段等取引業者及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第10条の3第1項に規定する他の電子決済手段等取引業者等が管理しない口座に移転する場合には、その移転の上限金額を記載すること。
4. 「役務提供範囲等」は、電子決済手段等取引業務を提供する国又は地域を記載し、当該電子決済手段等取引業務を外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
5. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額について併せて記載すること。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

(2) 電子決済手段等取引業の概要図

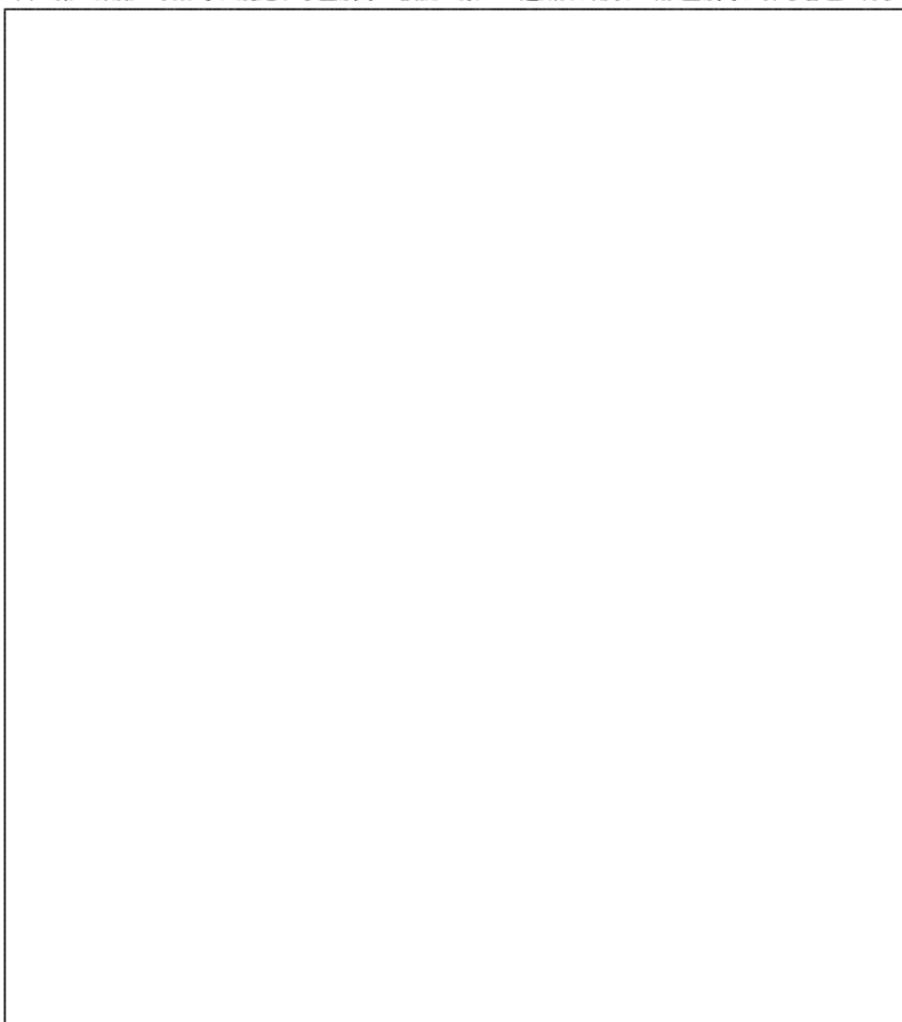


(記載上の注意)

1. 電子決済手段等取引業の内容ごとに、電子決済手段等取引業者、電子決済手段を発行する者、資金移動業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。
2. 記載しきれないとときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

(第10面)

(3) 第33条第1項各号に規定する金銭等の預託の禁止の適用除外及び当該金銭等に係る管理の方法



(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業の業務の種別に応じて、次の内容を記載すること。
 - ① 電子決済手段の交換等を行う場合 第33条第1項第1号に基づく管理の方法について記載すること。
 - ② 法第2条第10項第4号に掲げる行為を行う場合 第33条第1項第2号イからニまでのいずれに該当するかを明示した上で管理の方法について記載すること。
2. 第33条第1項第1号に基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、信託会社等の商号又は名称及び金銭信託の内容を、同項第2号ニに基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、その管理の内容について具体的に記載すること。
3. 金銭信託が元本補壇の契約のあるものである場合は、その旨を併せて記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

(第11面)

(4) 法第62条の14第1項に規定する利用者の電子決済手段に係る管理の方法



(記載上の注意)

1. 利用者の電子決済手段に係る管理の方法については、原則として、電子決済手段の種類ごとに具体的に記載すること。
2. 次のいずれの管理方法であるか明らかにして記載すること。第三者をして管理させる場合は、当該第三者の名称を併せて記載すること。^②の管理方法による場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる人的構成（第38条第3項第3号）を併せて記載すること。
①第38条第1項による管理方法、②第38条第3項による管理方法、③第38条第7項第1号による管理方法、
④第38条第7項第2号による管理方法
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。

(第12面)

12. 業務委託の状況

委託先の氏名等	委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは 名称	住 所

(記載上の注意)

1. 業務委託の状況は、電子決済手段等取引業の内容ごとに記載すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第12面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

(第13面)

13. 主要株主の氏名又は商号若しくは名称

(記載上の注意)

- 「主要株主」とは、第8条第4号に規定する主要株主をいう。
 - 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。
 - 「議決権」とは、第8条第4号に規定する議決権をいう。
 - 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
 - 「割合」とは、第8条第4号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
 - 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第13面の次に添付すること。

(第14面)

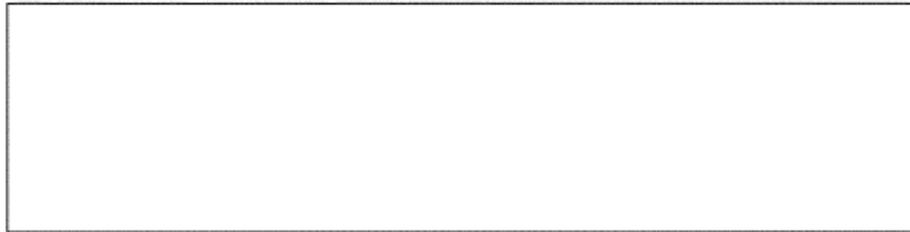
14. 電子決済手段等取引業の他に行っている事業の種類



(記載上の注意)

1. 日本標準産業分類表細分類により記載すること。
2. その行う電子決済手段等取引業に関し、電子決済手段の借入れを行う場合は、その内容を記載すること。

15. 加入する認定資金決済事業者協会の名称



(第15面)

16. 登録免許税領收書貼付欄



別紙様式第2号(第7条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 -)

申請者 住 所

電話番号 () -

商 号

代表者の氏名

国内における
代表者の氏名

登録申請書

資金決済に関する法律第62条の4第1項の規定により電子決済手段等取引業者の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

登録番号	財務(支)局長 第 号(年月日)		
(ふりがな) 1. 商号			
(ふりがな) 2. 代表者の氏名			
(ふりがな) 3. 本国における本店の所在地			
(ふりがな) 4. 国内における代表者の氏名			
5. 住所	(郵便番号 -) 電話番号 () -		
6. 外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等			
7. 資本金の額	千円		
8. 取締役及び監査役に相当する者			
(ふりがな) 氏名又は名称	役職名		

(第3面)

9. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
(ふりがな) 営業所の 所在地	(郵便番号　ー　ー)
連絡先	電話番号(　　)　ー

(記載上の注意)

1. ※「登録番号」には、記載しないこと。
2. 「住所」は、日本における主たる営業所の所在地を記載すること。
3. 「外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等」は、法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第62条の3の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を記載すること。
4. 「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国電子決済手段等取引業者における取締役及び監査役に相当する者を記載すること。
5. 「取締役及び監査役に相当する者」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
6. 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外の者を対象に業務を行う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（業務委託先も含む。）の所在地及び連絡先を併せて記載すること。
7. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書で併せて記載することができる。

(第4面)

10. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号 () -

(記載上の注意)

1. 電子決済手段等取引業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第5面)

11. 電子決済手段等取引業の業務の種別

--

(記載上の注意)

電子決済手段等取引業の業務の種別は、次のいずれかを記載すること。

- ① 電子決済手段関連業務
- ② 法第2条第10項第4号に掲げる行為に係る業務

(第6面)

12. 取り扱う電子決済手段の名称及びその概要並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称、住所及びその概要

電子決済手段の名称		電子決済手段の単位	
電子決済手段を発行する者の商号又は名称			
電子決済手段を発行する者の住所			
電子決済手段を発行する者の属性等			
電子決済手段を発行する者の概要			
電子決済手段の法第2条第5項各号の該当性			
外国電子決済手段の該当性			
電子決済手段の主な用途			
電子決済手段の保有又は移転の仕組み			
電子決済手段の発行状況			
電子決済手段の流通状況			

(第7面)

電子決済手段に内在するリスク	
償還に要する期間	
その他事項	

(記載上の注意)

1. 電子決済手段関連業務を行う場合に記載すること。
2. 取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。
3. 「電子決済手段の単位」は、取り扱う電子決済手段の計算単位について記載すること。
4. 「電子決済手段を発行する者の属性等」は、電子決済手段を発行する者が国内の事業者の場合には、銀行等、資金移動業者又は特定信託会社のいずれかを記載すること。電子決済手段を発行する者が外国の事業者の場合には、当該事業者が取得している法又は銀行法に相当する外国の法令の規定による法第37条の登録若しくは銀行法第4条第1項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）又は法第37条の2第3項の規定による届出と同等の届出について記載すること。
5. 「電子決済手段の法第2条第5項各号の該当性」は、法第2条第5項各号のいずれの電子決済手段に該当するかについて記載すること。
6. 「外国電子決済手段の該当性」は、外国電子決済手段（第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいう。）に該当するかについて記載すること。
7. 「電子決済手段の保有又は移転の仕組み」は、電子決済手段の発行又は移転に係る記録の方法及び取引の認証方法等並びに当該電子決済手段の保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）について簡潔に記載し、又は図示すること。
8. 「電子決済手段の発行状況」は、総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合は、その上限等について記載すること。
9. 「電子決済手段の流通状況」は、既に取り扱われている電子決済手段の場合は、当該電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者等及びその取引の状況について、実務上可能な範囲で簡潔に記載すること。また、新規に発行される電子決済手段を販売する場合は、当該電子決済手段の販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。
10. 「償還に要する期間」は、電子決済手段の償還に要する標準履行期間について記載すること。
11. 「その他事項」は、特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名又は商号若しくは名称及びその保証の内容、電子決済手段の価値又は仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者や事業が存在する場合は、その者の名称及びその事業の概要並びにその他利用者が認識すべき当該電子決済手段の特性について簡潔に記載すること。
12. 取り扱う電子決済手段の概要について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

(第8面)

13. 資金移動業者の商号、住所及びその概要

商 号	
住 所	
資金移動業の名称	
資金移動業の種別	1 第一種資金移動業 2 第二種資金移動業 3 第三種資金移動業
取扱上限金額	
その他事項	

(記載上の注意)

1. 法第2条第10項第4号に掲げる行為に係る業務を行う場合に記載すること。
2. 「資金移動業の種別」は、資金移動業者が現に行っている資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
3. 「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。
4. 二以上の資金移動業に係るサービスについて委託を受けるときは、資金移動業に係るサービスごとに区別して記載すること。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

14. 電子決済手段等取引業の内容及び方法

(1) 電子決済手段等取引業の内容及び方法

電子決済手段等取引業の名称	
電子決済手段等取引業の種類	
電子決済手段等取引業の内容	
取り扱う電子決済手段の名称	
利用者からの申込みの受付方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
電子決済手段と法定通貨又は他の電子決済手段の交換レート又は交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。
2. 「電子決済手段等取引業の種類」は、法第2条第10項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、電子決済手段信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。
3. 「取扱上限金額」は、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う電子決済手段の移転の上限金額及び利用者のために管理する電子決済手段（以下3.において「受託電子決済手段」という。）の上限金額並びに法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱上限金額を記載すること。また、受託電子決済手段を電子決済手段等取引業者及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第10条の3第1項に規定する他の電子決済手段等取引業者等が管理しない口座に移転する場合には、その移転の上限金額を記載すること。
4. 「役務提供範囲等」は、電子決済手段等取引業務を提供する国又は地域を記載し、当該電子決済手段等取引業務を外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
5. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても併せて記載すること。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

(第10面)

(2) 電子決済手段等取引業の概要図

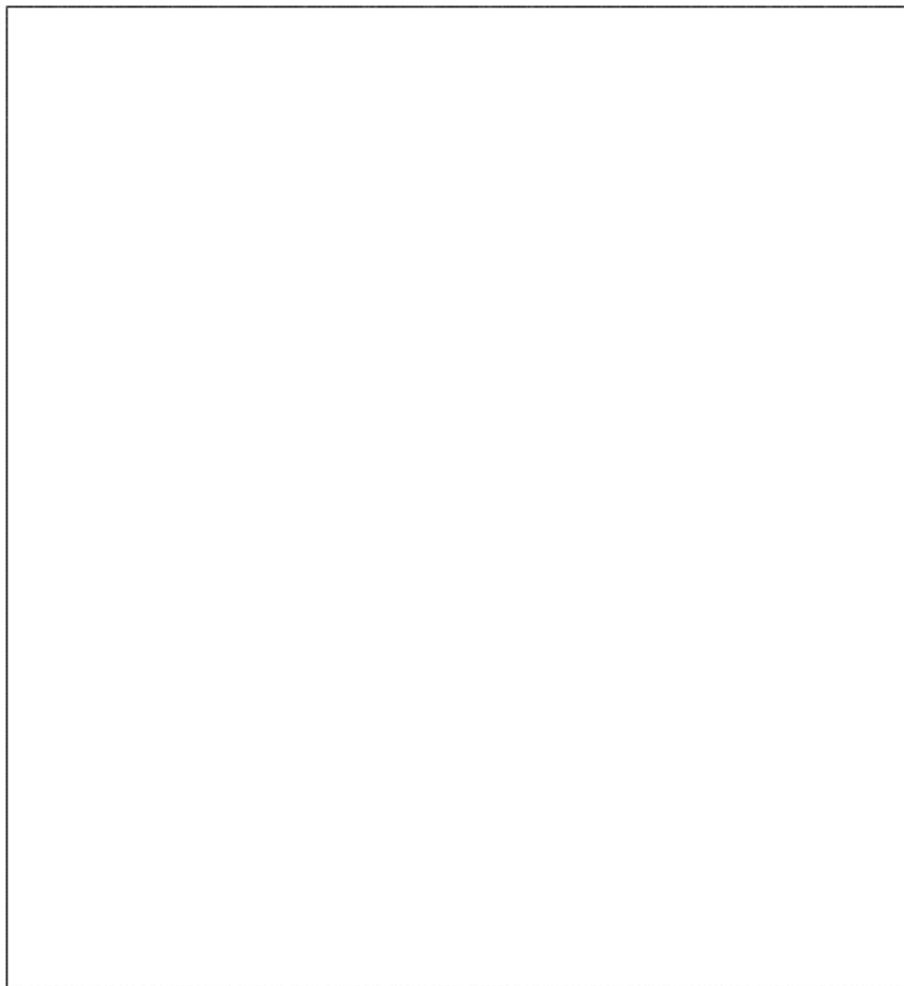


(記載上の注意)

1. 電子決済手段等取引業の内容ごとに、電子決済手段等取引業者、電子決済手段を発行する者、資金移動業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

(第11面)

(3) 第33条第1項各号に規定する金銭等の預託の禁止の適用除外及び当該金銭に係る管理の方法

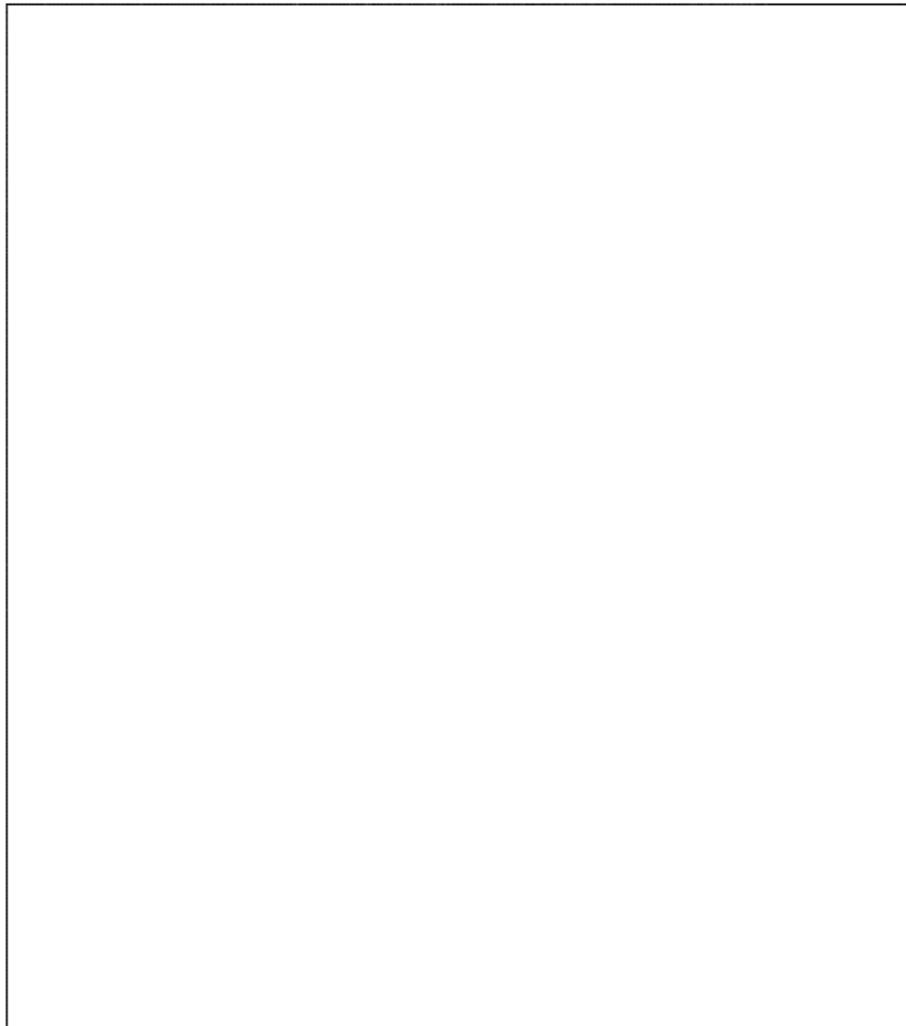


(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業の業務の種別に応じて、次の内容を記載すること。
 - ① 電子決済手段の交換等を行う場合 第33条第1項第1号に基づく管理の方法について記載すること。
 - ② 法第2条第10項第4号に掲げる行為を行う場合 第33条第1項第2号イからニまでのいずれに該当するかを明示した上で管理の方法について記載すること。
2. 第33条第1項第1号に基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、信託会社等の商号又は名称及び金銭信託の内容を、同項第2号ニに基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、その管理の内容について具体的に記載すること。
3. 金銭信託が元本補填の契約のあるものである場合は、その旨を併せて記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。

(第12面)

(4) 法第62条の14第1項に規定する利用者の電子決済手段に係る管理の方法



(記載上の注意)

1. 利用者の電子決済手段に係る管理の方法については、原則として、電子決済手段の種類ごとに具体的に記載すること。
2. 次のいずれの管理方法であるか明らかにして記載すること。第三者をして管理させる場合は、当該第三者の名称を併せて記載すること。②の管理方法による場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる人の構成（第38条第3項第3号）を併せて記載すること。
①第38条第1項による管理方法、②第38条第3項による管理方法、③第38条第7項第1号による管理方法、
④第38条第7項第2号による管理方法
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第12面の次に添付すること。

(第13面)

15. 業務委託の状況

委託先の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは 名称	住 所	

(記載上の注意)

1. 業務委託の状況は、電子決済手段等取引業の内容ごとに記載すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第13面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

(第14面)

16. 主要株主の氏名又は商号若しくは名称

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第8条第4号に規定する主要株主をいう。
 2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。
 3. 「議決権」とは、第8条第4号に規定する議決権をいう。
 4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
 5. 「割合」とは、第8条第4号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
 6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第14面の次に添付すること。

(第15面)

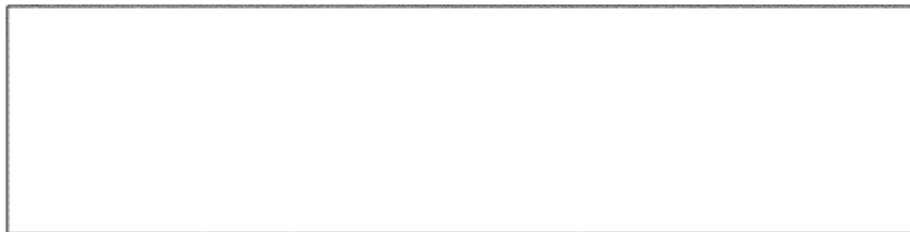
17. 電子決済手段等取引業の他に行っている事業の種類



(記載上の注意)

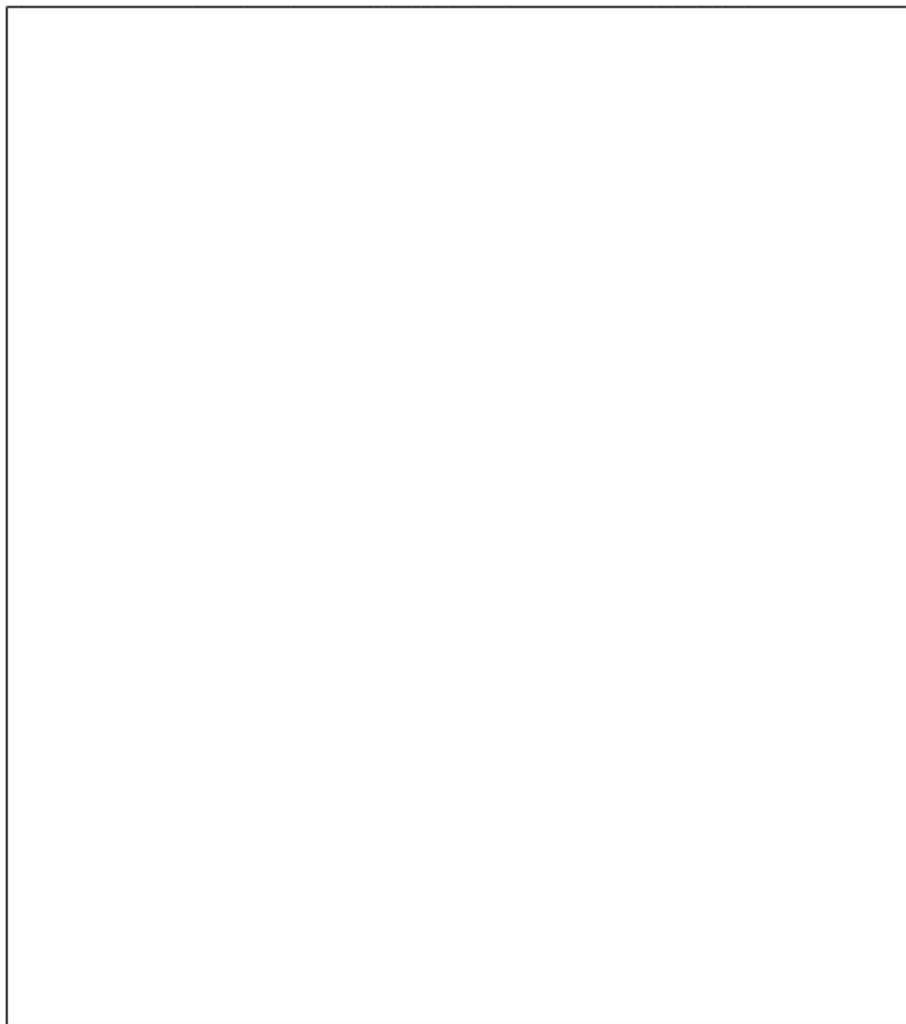
1. 日本標準産業分類表細分類により記載すること。
2. その行う電子決済手段等取引業に関し、電子決済手段の借入れを行う場合は、その内容を記載すること。

18. 加入する認定資金決済事業者協会の名称



(第16面)

19. 登録免許税領収書貼付欄



別紙様式第3号（第9条第1号、第20条第2項第1号及び第4号ハ関係）

（日本産業規格A4）

年　月　日

財務（支）局長 殿

商　号

代表者の
氏　名

誓　約　書

当社は、資金決済に関する法律第62条の6第1項各号に該当しないことを誓約します。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第4号（第9条第4号関係）

（日本産業規格A4）

年　月　日

財務（支）局長 殿

国　　籍

国籍に属する国における住所又は居所

居　　住　　地

氏　　名

（通称名　　）

生　年　月　日

誓　　約　　書

私は、資金決済に関する法律第62条の6第1項第12号ロに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧で併せて記載することができる。

別紙様式第5号 (第9条第5号、第21条第3項第3号関係)

(日本産業規格A4)

履歴書

(ふりがな) 氏名			
現住所			
役職名等		生年月日	年月日生満才
職歴及び兼職状況	期間	内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名			

(記載上の注意)

- 法第62条の6第1項第12号に規定する取締役等について記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。
- 「職歴及び兼職状況」は、最終学歴、主な職歴及び現在の兼職状況を記載すること。
- 「賞罰」は、法第62条の6第1項第12号ハからホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第6号 (第9条第5号、第21条第3項第3号関係)

(日本産業規格A4)

沿革

(ふりがな) 商号 又は名称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所	(郵便番号) 電話番号 () -	
設立年月日 及 び 設立時の事業		
設立の経緯		
設立後の沿革	年 月	沿革の内容
賞罰	年 月 日	賞罰の内容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名		

(記載上の注意)

1. 法第62条の6第1項第12号に規定する取締役等について記載すること。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧で併せて記載することができる。
4. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
5. 会計参与にあっては、設立時の事業の記載は不要。
6. 「賞罰」は、法第62条の6第1項第12号からホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第7号（第9条第6号、第20条第2項第11号、第21条第3項第4号関係）

(日本産業規格 A 4)

株主の名簿

(記載上の注意)

- 記載上の注意

 - 「総株主の議決権」とは、第8条第4号に規定する総株主の議決権をいう。
 - 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。
 - 「議決権」とは、第8条第4号に規定する議決権をいう。
 - 保有する議決権の数の多い順序に従い20名（法人を含む。）について記載すること。
 - 「割合（B/A）」は、小数点第2位を四捨五入して第1位までを記載すること。
 - 「登録申請者との関係」は、議決権を保有する者が当該登録申請者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。
 - 法第62条の8第1項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行う場合にあっては、「株主」を「株主又は出資者」と、「登録申請者」を「届出者」と読み替えて記載すること。

別紙様式第8号(第10条関係)

(日本産業規格A4)

文書番号
年月日商号又は名称
代表者の氏名

殿

財務(支)局長

電子決済手段等取引業者の登録について

年月日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号 財務(支)局長 第 号
登録年月日 年月日

(注)

法第62条の8第1項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行う発行者にあっては、「登録に」を「登載に」と、「登録した」を「登載した」と、「登録番号」を「届出受理番号」と、「登録年月日」を「届出年月日」と読み替えて記載すること。

別紙様式第9号（第14条関係）

（日本産業規格A4）

文書番号

年月日

商号

代表者の氏名

職名

財務（支）局長

登録の拒否について

年月日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式第10号（第15条関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 登録番号 財務（支）局長 第 号
 （郵便番号 - ）
 住 所
 電話番号（ ）-
 商 号
 代表者の
 氏 名

変更登録申請書

資金決済に関する法律第62条の7第1項の規定により、同項の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 行おうとする新たな電子決済手段等取引業の業務の種別

2. 新たな電子決済手段等取引業の業務の種別を行おうとする理由

(記載上の注意)

- 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 登録申請書の第4面（外国電子決済手段等取引業者にあっては、第5面）については、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第11号 (第16条第1号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

住 所

電話番号 () -

商 号

代表者の
氏 名

誓 約 書

当社は、資金決済に関する法律第62条の6第1項第3号から第6号までに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第12号（第17条関係）

（日本産業規格A4）

文書番号
年月日

商号

代表者の氏名

殿

財務（支）局長

変更登録について

年月日付で申請のあった標記のことについては、年月日に登録したので通知します。

別紙様式第13号(第18条関係)

(日本産業規格A4)

文書番号

年月日

商号

代表者の氏名

殿

財務(支)局長

変更登録の拒否について

年月日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式第14号 (第20条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号
 (郵便番号 -)
 住 所
 電話番号 () -
 商号又は
 名 称
 代表者の
 氏 名

変更届出書(事前)

下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第62条の7第3項の規定により届け出ます。

記

変更(予定)年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

(記載上の注意)

- 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 登録申請書の第5面から第11面まで(外国電子決済手段等取引業者にあっては、第6面から第12面まで)については、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。
- 法第62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第15号 (第20条第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号
 (郵便番号 -)
 住 所
 電話番号 () -
 商号又は
 名 称
 代表者の
 氏 名

変更届出書(事後)

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第62条の7第4項の規定により届け出ます。

記

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

(記載上の注意)

- 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 本店(外国電子決済手段等取引業者にあっては、国内における主たる営業所)の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合には、その変更前に交付を受けた第10条に規定する登録済通知書を添付すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 登録申請書の変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。
- 法第62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第16号 (第38条第4項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号
届出受理番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)
住 所
電話番号 () -
商号又は
名 称
代表者の
氏 名

承認申請書

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第38条第4項の規定に基づき、同条第3項の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 資本金の額及び純資産額

資本金の額	年月日
千円	年月日現在

純資産額	年月日
千円	年月日現在

(第2面)

3. 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の概要

(1) 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る電子決済手段の名称

電子決済手段の名称	
-----------	--

(2) 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の概要図

(記載上の注意)

1. 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容ごとに、電子決済手段等取引業者、電子決済手段を発行する者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる人的構成（第38条第3項第3号）を併せて記載すること。
2. 法第62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。
3. 法第62条の8第1項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行う場合にあっては、「資本金」を「資本金又は出資」と読み替えて記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第17号(第79条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

事 業 報 告 書

第 期 年 月 日から年 月 日まで

年 月 日

財務(支)局長 殿

住 所

商号又は
名 称代表者の
氏 名

年 月 日から 年 月 日までの電子決済手段等取引業に係る業務及
び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 取締役等及び職員の増減
- 4 電子決済手段等取引業の状況
- 5 法定通貨及び電子決済手段の残高
- 6 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 電子決済手段等取引業に係る収支の状況

(記載上の注意)

法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載し
て提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表
者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第期 年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
営業所			
計			

3. 取締役等及び職員の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
取締役等	取締役 うち非常勤()	うち非常勤()	
	会計参与		
	監査役 うち非常勤()	うち非常勤()	
	執行役		
	計		
職員	事務系		
	庶務系		
	計		
合計			

(記載上の注意)

1. 「執行役」の欄は、取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3. 「職員」の欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」の欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4. 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。
当期末における出向職員数 人

(第3面)

4. 電子決済手段等取引業の状況

(1)自己勘定取引

電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為の状況

(単位:円又は円貨相当額)

電子決済手段の 単位	売買・交換	
	取引数量	金額
売買		
売買		
売買		
交換		

(2)顧客勘定取引

(a)電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為及びそれらの行為の取次ぎの状況

(単位:円又は円貨相当額)

電子決済手段の 単位	売買・交換		取次ぎ	
	取引数量	金額	取引数量	金額
売買				
売買				
売買				
交換				

(第4面)

(b) 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為の媒介若しくは代理の状況

(単位:円又は円貨相当額)

	電子決済手段 の単位	媒介		代理	
		取引数量	金額	取引数量	金額
売買					
売買					
売買					
交換					
交換					
交換					

(3) 電子決済手段の移転及び法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱状況

年間取扱件数 (件)	
年間取扱金額 (円)	
1 件当たりの平均取扱金額 (円)	

(記載上の注意)

- 「自己勘定取引」は、電子決済手段等取引業者が自己の資産をもって行う取引(電子決済手段等取引業者の利用者との間で行う電子決済手段等取引業に係る取引を除く。)について記載すること。
- 「交換」の欄は、交換の対象となる電子決済手段をそれぞれ上段・下段に記載すること。
- 「金額」の欄は、円で表示の上、帳簿価額を記載すること。
- 「電子決済手段の移転及び法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱状況」については、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う電子決済手段の移転(電子決済手段等取引業者が管理しない口座への移転を含む。)又は為替取引に関する債務に係る債権の取扱いに係る状況について記載し、年間取扱件数、年間取扱金額及び1件当たりの平均取扱金額については、電子決済手段等取引業務を提供する国又は地域別に区分して記載すること。二以上の電子決済手段を取り扱う場合は取り扱う電子決済手段ごとに、また二以上の資金移動業に係るサービスについて委託を受ける場合は、資金移動業に係るサービスごとに区別して記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

(4) 報告対象期間における口座件数及び口座平均残高

① 口座件数

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
件	件	件	件	件	件	件
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
件	件	件	件	件	件	件

② 口座平均残高

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円	円
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
円	円	円	円	円	円	円

(記載上の注意)

- 電子決済手段を保有している口座(電子決済手段等取引業者が管理するものに限る。)の件数及び当該電子決済手段の平均残高について、電子決済手段ごと及び月ごとに記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

5. 法定通貨及び電子決済手段の残高

(1)自己勘定

(a) 法定通貨: 千円

(b) 電子決済手段

電子決済手段の名称	残 高
	()
	()
	()

(2)顧客勘定

(a) 法定通貨: 千円

(b) 電子決済手段

電子決済手段の名称	残 高
	()
	()
	()

(記載上の注意)

- 「電子決済手段の名称」の欄には、取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。
- 「(1)自己勘定(b)電子決済手段」及び「(2)顧客勘定(b)電子決済手段」の表中、括弧書には取り扱う電子決済手段で用いている単位を記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

6. 苦情処理及び紛争解決の状況



(記載上の注意)

指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称、指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

(第7面)

第2 電子決済手段等取引業に係る収支の状況

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

別紙様式第18号(第79条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

事業報告書

第 期 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

財務(支)局長 殿

住 所

商号又は
名 称代表者の
氏 名国内における
代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日までの電子決済手段等取引業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 役職員の増減
- 4 電子決済手段等取引業の状況
- 5 法定通貨及び電子決済手段の残高
- 6 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 電子決済手段等取引業に係る収支の状況

(記載上の注意)

法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第一期 年 月 日から年 月 日まで 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
営業所			
計			

3. 役職員の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
本邦取締役等	取締役 うち非常勤()	うち非常勤()	
	会計参与		
	監査役 うち非常勤()	うち非常勤()	
	執行役		
	計		
本邦一般職員	事務系		
	庶務系		
	計		
合計			

(記載上の注意)

1. 「執行役」の欄は、取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3. 「職員」の欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」の欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4. 職員計のうち、本国からの派遣職員については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における本国からの派遣職員数 人 (うち取締役等 人)

(第3面)

4. 電子決済手段等取引業の状況

(1)自己勘定取引

電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為の状況

(単位:円又は円貨相当額)

電子決済手段の 単位	売買・交換	
	取引数量	金額
売買		
売買		
売買		
交換		

(2)顧客勘定取引

(a)電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為及びそれらの行為の取次ぎの状況

(単位:円又は円貨相当額)

電子決済手段の 単位	売買・交換		取次ぎ	
	取引数量	金額	取引数量	金額
売買				
売買				
売買				
交換				

(第4面)

(b) 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る行為の媒介若しくは代理の状況

(単位:円又は円貨相当額)

	電子決済手段の 単位	媒介		代理	
		取引数量	金額	取引数量	金額
売買					
売買					
売買					
交換					
交換					
交換					

(3) 電子決済手段の移転及び法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱状況

年間取扱件数（件）	
年間取扱金額（円）	
1件当たりの平均取扱金額（円）	

(記載上の注意)

1. 「自己勘定取引」は、電子決済手段等取引業者が自己の資産をもって行う取引(電子決済手段等取引業の利用者との間で行う電子決済手段等取引業に係る取引を除く。)について記載すること。
2. 「顧客勘定取引」は、国内に住所を有する利用者に係る取引についてのみ記載すること。
3. 「交換」の欄は、交換の対象となる電子決済手段をそれぞれ上段・下段に記載すること。
4. 「金額」の欄は、円で表示の上、帳簿価額を記載すること。
5. 「電子決済手段の移転及び法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱状況」については、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う電子決済手段の移転(電子決済手段等取引業者が管理しない口座への移転を含む。)又は為替取引に関する債務に係る債権の取扱いに係る状況について記載し、年間取扱件数、年間取扱金額及び1件当たりの平均取扱金額については、電子決済手段等取引業務を提供する国又は地域別に区分して記載すること。二以上の電子決済手段を取り扱う場合は取り扱う電子決済手段ごとに、また二以上の資金移動業に係るサービスについて委託を受ける場合は、資金移動業に係るサービスごとに区別して記載すること。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

(4) 報告対象期間における口座件数及び口座平均残高

① 口座件数

| 年月 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 年月 |
| 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |

② 口座平均残高

| 年月 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年月 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(記載上の注意)

1. 電子決済手段を保有している口座(電子決済手段等取引業者が管理するものに限る。)の件数及び当該電子決済手段の平均残高について、電子決済手段ごと及び月ごとに記載すること。

2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

5. 法定通貨及び電子決済手段の残高

(1)自己勘定

- (a) 法定通貨: 千円

(b)電子決済手段

電子決済手段の名称	残 高
	()
	()
	()

(2)顧客勘定

- (a) 法定通貨: 千円

(b)電子決済手段

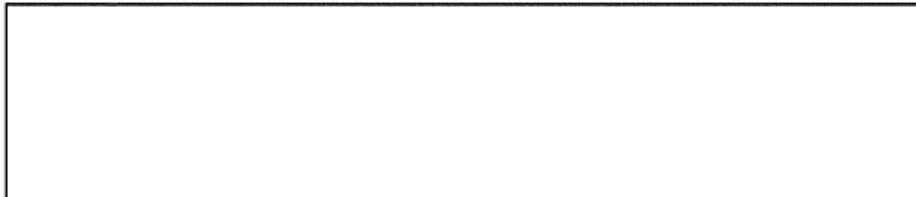
電子決済手段の名称	残 高
	()
	()
	()

(記載上の注意)

1. 「電子決済手段の名称」の欄には、取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。
 2. 国内に住所を有する利用者に係る残高についてのみ記載すること。
 3. 「(1)自己勘定(b)電子決済手段」及び「(2)顧客勘定(b)電子決済手段」の表中、括弧書には取り扱う電子決済手段で用いている単位を記載すること。
 4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

6. 苦情処理及び紛争解決の状況



(記載上の注意)

指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称、指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

(第7面)

第2 電子決済手段等取引業に係る収支の状況(日本国内における電子決済手段等取引業に係るものに限る。)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

- 1.直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
- 2.所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

別紙様式第19号(第80条第2項関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)

年月日

財務(支)局長 殿

登録番号 財務(支)局長 第 号
届出受理番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)
住 所
電話番号() -
商号又は
名 称
代表者の
氏 名

電子決済手段の管理に関する報告書

資金決済に関する法律第62条の19第2項の規定により、電子決済手段の分別管理等の状況を次のとおり報告します。

(記載上の注意)

法第62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

(第2面)

1. 利用者の金銭及び電子決済手段の分別管理の状況

	管理の方法	当期末残高 (年月日)	前期末残高 (年月日)	内訳
金 銭		(千円)	(千円)	外貨の種類： 邦貨換算価格： 換算価格取得日：
		(千円)	(千円)	外貨の種類 邦貨換算価格： 換算価格取得日：
電子 決 済 手 段		(千円)	(千円)	電子決済手段の名称： 邦貨換算価格： 換算価格取得日：
		(千円)	(千円)	電子決済手段の名称： 邦貨換算価格： 換算価格取得日：

(記載上の注意)

- 法第 62 条の 4 第 1 項の登録申請書又は法第 62 条の 7 第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 「管理の方法」の欄には、金銭について、(ア)電子決済手段の交換等を行う場合には第 33 条第 1 項第 1 号に基づく管理の方法を、(イ)法第 2 条第 10 項第 4 号に掲げる行為を行う場合には第 33 条第 1 項第 2 号イからニまでのいずれに該当するかを明示した上でその管理の方法をそれぞれ記載すること。電子決済手段について、(i)第 38 条第 1 項による管理方法、(ii)第 38 条第 3 項による管理方法、(iii)第 38 条第 7 項第 1 号による管理方法、(iv)第 38 条第 7 項第 2 号による管理方法のいずれかを記載すること。また、記載した管理の方法ごとに当期末残高及び前期末残高を記載すること。
- 「当期末残高」及び「前期末残高」について、金銭であってその種類が外貨である場合は外貨建てで記載するとともに、括弧内に邦貨換算した金額を記載すること。また、電子決済手段の場合は電子決済手段建てで記載するとともに、括弧内に邦貨換算した金額を記載すること。
- 「内訳」の欄には、金銭の場合にはその行う電子決済手段等取引業の業務の種別に応じて、次の内容を記載すること。
 - 電子決済手段の交換等を行う場合 第 33 条第 1 項第 1 号に基づく管理の方法について記載すること。また、受託者である信託会社等の商号又は名称及び当該信託会社等ごとの当期末残高を記載すること。
 - 法第 2 条第 10 項第 4 号に掲げる行為を行う場合 第 33 条第 1 項第 2 号イからニまでのいずれに該当するかを明示して記載すること。また、同号ニに該当する場合には、法第 2 条第 10 項第 4 号の資金移動業者の商号又は名称を記載すること。
- 「内訳」の欄には、電子決済手段の場合には管理方法を簡潔に記載し、電子決済手段であって第 38 条第 7 項第 2 号に基づき管理する場合には相手方の商号又は名称及び当該相手方ごとの当期末残高を記載すること。また、3.において邦貨換算に使用した外国為替又は電子決済手段の価格及び価格取得日を記載すること。
- 金銭については通貨ごとに記載し、電子決済手段についてはその種類ごとに記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第 2 面の次に添付すること。

(第3面)

2. 分別管理監査の状況

分別管理監査を行う者	分別管理監査の基準日	分別管理監査の結果の報告日

3. 第30条第1項第6号イに規定する資産の保全の実施状況

資産保全に係る 契約の種類	契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額 円

(記載上の注意)

資産保全に係る契約の種類は、第30条第1項第6号イに規定する「買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる措置」として締結している契約（法第41条に規定する履行保証金保全契約又は法第45条第1項に規定する履行保証金信託契約と同等の契約等）について記載すること。

別紙様式第20号（第83条第1項関係）

(日本産業規格A4)

年　月　日

財務（支）局長 殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　　号
 届出受理番号　財務（支）局長　第　　号
 (郵便番号　—　)
 住　所
 電話番号（　　）—
 商号又は
 名　称
 代表者の
 氏　名

電子決済手段等取引業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第62条の25第1項の規定により届け出ます。

記

商号又は名称	
登録年月日又は届出年月日	
登録番号又は届出受理番号	財務（支）局長　第　　号
届出事由	
廃止等年月日	
電子決済手段等取引業の全部又は一部を 廃止したときは、その理由 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
電子決済手段等取引業の全部又は一部を 廃止したときは、廃止した電子決済手段 等取引業の内容 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
事業譲渡等の事由により電子決済手段等 取引業の全部又は一部を廃止したとき は、当該業務の承継方法及びその承継先	

<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
届出者と電子決済手段等取引業者の関係	

(記載上の注意)

1. 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「届出事由」は、法第62条の25第1項各号の事由を記載すること。
3. 「全部 一部」は、該当のものにレ点を付すこと。
4. 不要な字句は消して使用すること。
5. 法第62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第21号(第83条第5項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者	登録番号	財務(支)局長	第	号
届出受理番号		財務(支)局長	第	号
(郵便番号 一)				
住 所				
電話番号() 一				
商号又は 名 称				
代表者の 氏 名				

電子決済手段等取引業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により電子決済手段等取引業の(全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第83条第5項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

(記載上の注意)

1. 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」の欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 本文中の括弧内について、電子決済手段等取引業の全部廃止か一部廃止かに応じて丸囲みをすること。
3. 「公告の方法」は、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法(掲示期間)について記載すること。

別紙様式第22号（第85条関係）

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号
 届出受理番号 財務（支）局長 第 号
 （郵便番号 — ）
 住 所
 電話番号 () —
 商号又は
 名 称
 代表者の
 氏 名

法令違反行為等届出書

取締役等又は従業者に電子決済手段等取引業に関し法令に違反する行為又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を來す行為があったため、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第85条の規定により届け出ます。

記

1. 当該行為が発生した営業所又は事務所 (業務委託先を含む。) の名称	
2. 当該行為を行った取締役等又は従業者の 氏名又は名称及び役職名	
3. 当該行為の概要	

(記載上の注意)

- 法第62条の4第1項の登録申請書又は法第62条の7第1項第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 「当該行為が発生した営業所又は事務所(業務委託先を含む。)の名称」及び「当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名」については全て記載すること。
- 法第62条の3の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の8第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。